

第4 一般取扱所（危政令第19条）

1 区分

(1) 一般取扱所とは

ア 「一般取扱所」とは、危政令第3条第4号で規定する「給油取扱所」、「販売取扱所」、「移送取扱所」以外の取扱所であり、これら以外のあらゆる取扱形態に係る取扱所が該当する。

イ 危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。

ウ 有機ヒドライドの一つであるメチルシクロヘキサン（第一石油類）から水素を製造する次の施設は一般取扱所として取り扱う。【H28消防危37】

(ア) 原料となるメチルシクロヘキサンから脱水素して水素を取り出す工程を有する。当該工程では、熱源として灯油が消費されるとともに、副産物として、トルエン（第一石油類）が生成される。なお、1日に脱水素するメチルシクロヘキサンは指定数量以上である。

(イ) メチルシクロヘキサン、トルエン及び灯油を貯蔵するタンクが地下に設置される。

(ウ) トルエンを移動タンク貯蔵所で回収する。

(2) 技術基準の適用

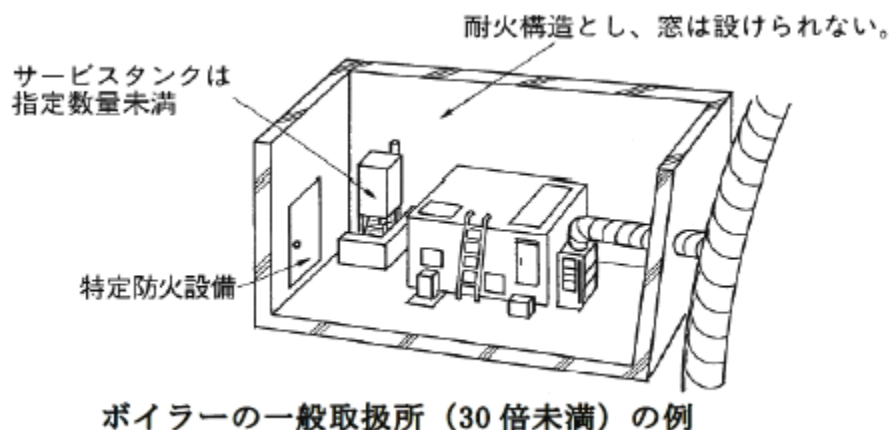
一般取扱所は取り扱う危険物の種類、数量、取扱形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される（第4－1表参照）。

第4-1表 各種に一般取扱所に適用される技術基準

区 分	危 政 令	危 規 則
一般取扱所	19 I	
火薬類	19 I + 41	72
高引火点危険物	19 I + III	28の61
アルキルアルミニウム等	19 I + IV	28の63・28の64
アセトアルデヒド等	19 I + IV	28の63・28の65
ヒドロキシルアミン等	19 I + IV	28の63・28の66
特定の用途のもの	19 I + II	28の54
① 吹付塗装作業等	19 I + II (1)	28の55
② 洗浄作業	19 I + II (1 の 2)	28の55の 2
③ 焼入れ作業等	19 I + II (2)	28の56
④ ボイラー等	19 I + II (3)	28の57
⑤ 充填作業	19 I + II (4)	28の58
高引火点危険物	19 I + II (4) + III	28の58・28の62
⑥ 詰替え作業	19 I + II (5)	28の59
⑦ 油圧装置等	19 I + II (6)	28の60
⑧ 切削装置等	19 I + II (7)	28の60の 2
⑨ 熱媒体油循環装置	19 I + II (8)	28の60の 3
⑩ 蓄電池設備	19 I + II (9)	28の60の 4

注 算用数字は条を、ローマ数字は項を、() 内は号を表している。これら複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、施設の形態に応じて設置者の意思により選択できるものである。

- (3) 一般取扱所の設備（出典：「危険物の保安管理平成28年度版一般編」一般財団法人全国危険物安全協会）



2 規制範囲

一般取扱所の許可単位は、製造所と同様に危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設からの独立性があること等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定する。

(1) 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

危政令第19条第1項を適用する一般取扱所の規制範囲は、次のとおりとする。

ア 原則として、屋外に設置するものは一連の工程等をもって一の規制範囲とする。

また、建物内に設置するものは建物一棟をもって一の規制範囲とする（一棟規制）。

イ 「5 特殊な一般取扱所」に定めるものは、アによらず、それぞれ別に定める規制範囲とする。

(2) 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所

危政令第19条第2項を適用する一般取扱所の規制範囲は、次のとおりとする。

ア 原則として、危政令第19条第2項各号（第4号及び第5号を除く。）を適用する一般取扱所は、建物の一部に設置される危険物を取り扱う区画室、屋内の設備又は屋上の設備をもって一の規制範囲とする（部分規制）（第4-2表参照）。

イ 危政令第19条第2項第4号を適用する車両に固定されたタンクに危険物を充填する一般取扱所は、充填作業等のための空地周囲に設けられる建築物の壁、排水溝等で囲まれた部分をもって一の規制範囲とする。

ウ 危政令第19条第2項第5号を適用する容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所は、詰替え作業等のための空地周囲に設けられる塀、道路境界線で囲まれた部分等をもって一の規制範囲とする。

エ 危政令第19条第2項第9号（危規則第28条の60の4第5項を適用するものに限る。）を適用する蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所は、屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備（リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備をいう。以下同じ。）を持って一の規制範囲とする（第4-1図及び第4-2図参照）。【H5消防危251】

第4-2表 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所の規制範囲

取扱形態	適用する危規則		規制範囲
吹付塗装作業等（1号）	危規則第28条の55	第2項	区画室単位※
洗浄作業（1号の2）	危規則第28条の55の2	第2項	区画室単位※
		第3項	設備単位（屋内）
焼入れ作業等（2号）	危規則第28条の56	第2項	区画室単位※
		第3項	設備単位（屋内）
ボイラー等（3号）	危規則第28条の57	第2項	区画室単位※
		第3項	設備単位（屋内）
		第4項	設備単位（屋上）
充填作業（4号）	危規則第28条の58	第2項	イによる
詰替え作業（5号）	危規則第28条の59	第2項	ウによる
油圧装置等（6号）	危規則第28条の60	第2項	区画室単位
		第3項	区画室単位
		第4項	設備単位（屋内）
切削装置等（7号）	危規則第28条の60の2	第2項	区画室単位
		第3項	設備単位（屋内）
熱媒体油循環装置（8号）	危規則第28条の60の3	第2項	区画室単位※
蓄電池設備（9号）	危規則第28条の60の4	第2項	区画室単位※
		第3項	設備単位（屋上）

（注）（）内は危政令第19条第2項各号を表している。

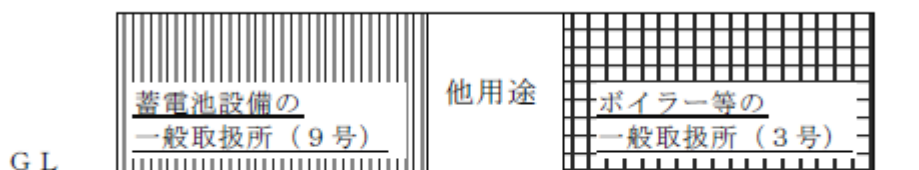
区画室単位：建物に設置される危険物を取り扱う区画室をもって一の許可施設とする。

また、「※」付は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁、床（以下「RC70mmの壁等」という。）で、建物内の他の部分と区画する必要があるものを表している。

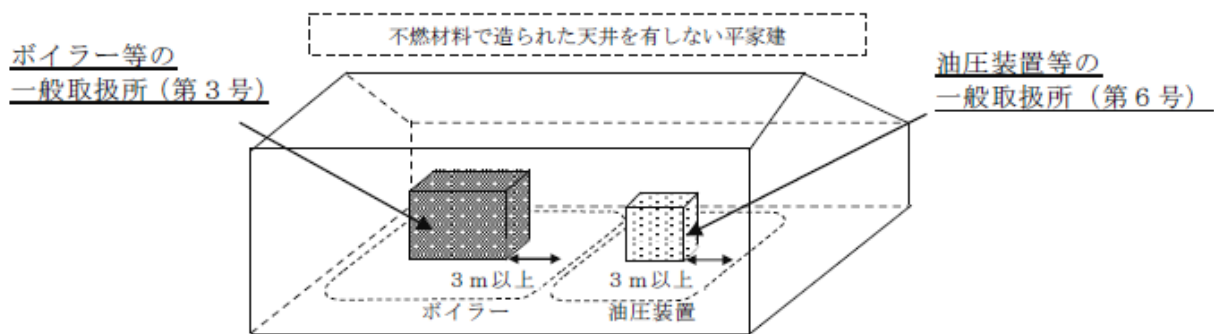
設備単位（屋内）：屋内に設置される危険物を取り扱う設備をもって一の許可施設とする。

設備単位（屋上）：屋上に設置される危険物を取り扱う設備をもって一の許可施設とする。

オ 危政令第19条第2項各号（第4号及び第5号を除く。）を適用する一般取扱所は、それぞれ基準に適合する場合、同一建物に複数設置することができる（第4-3図、第4-4図及び第4-5図参照）。【H元消防危64】

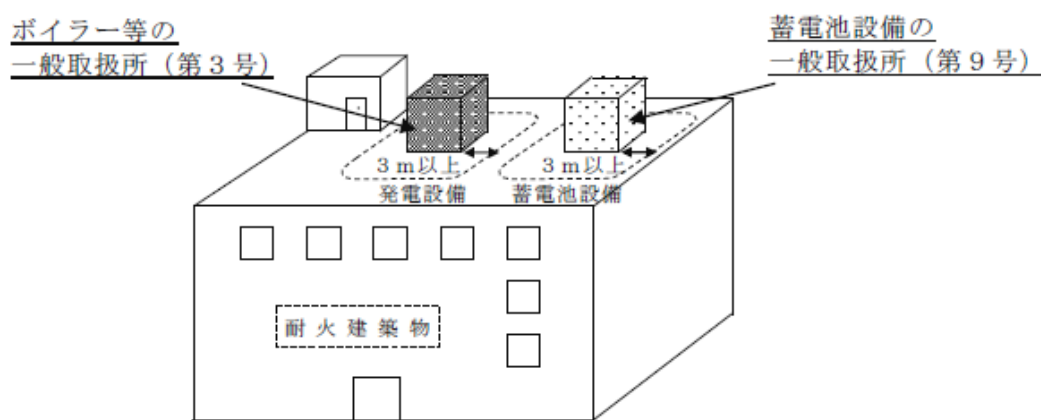


第4-3図 建物内に2つの区画室単位の一般取扱所を設置した例



（注）それぞれの設備の周囲に必要な空地は相互に重ならないこと。

第4-4図 建物内に2つの設備単位（屋内）の一般取扱所を設置した例



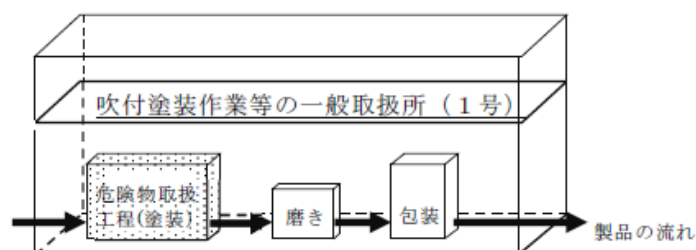
（注）それぞれの設備の周囲に必要な空地は相互に重ならないこと。

第4-5図 屋上に2つの設備単位（屋上）の一般取扱所を設置した例

カ 危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち、部分規制のものも同一建物内に設けることができる。【H元消防危64】

キ 区画室単位の一般取扱所を設置する場合は、次による。

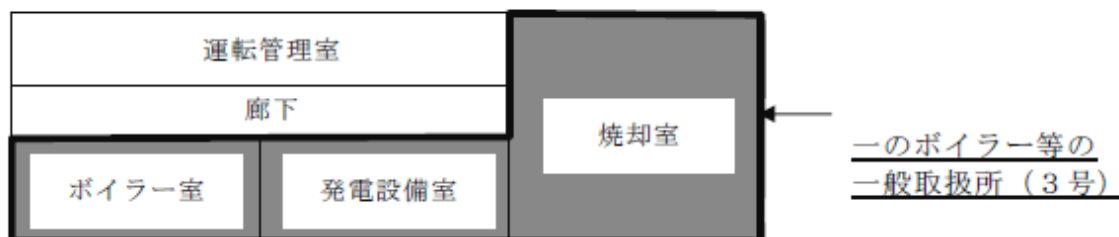
(ア) 危険物を取り扱う工程と連続して危険物を取り扱わない工程がある場合には、その工程も含めて区画室単位の一般取扱所とすることができる（第4-6図参照）。【H元消防危64】



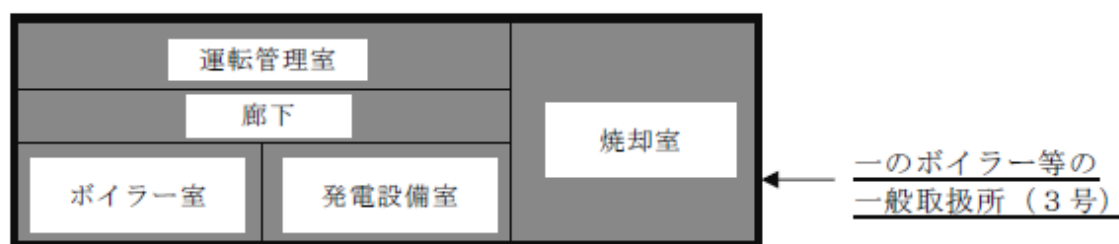
第4-6図 危険物を取り扱わない工程も含めて区画室単位の一般取扱所とした例

(イ) 危政令第19条第2項各号（第4号、第5号及び第9号（危規則第28条の60の4第5項を適用するものに限る。）を除く。）の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する区画室が隣接する場合、隣接する複数の区画室をまとめて一の区画室単位の一般取扱所とすることができる（第4－7図参照）。

また、危険物を取り扱わない部分も含めて建物全体を一の区画室単位の一般取扱所とすることもできる（第4－8図参照）。



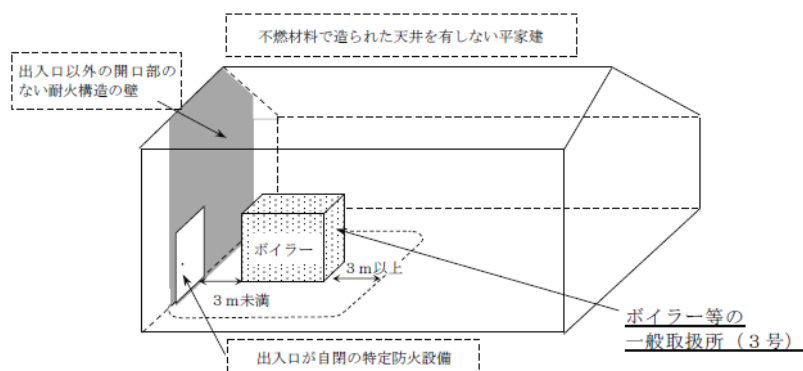
第4－7図 建物内の複数の区画室をまとめて一の区画室単位の一般取扱所とした例



第4－8図 危険物を取り扱わない部分も含めて建物全体を一の区画室単位の一般取扱所とした例

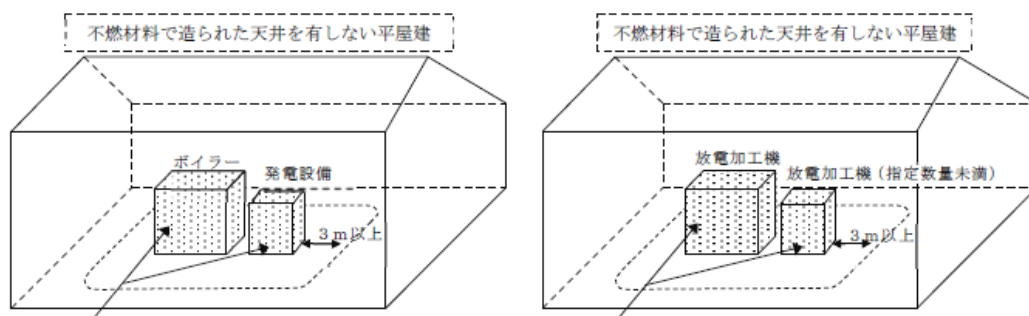
ク 設備単位（屋内）の一般取扱所を設置する場合は、次による。

(ア) 屋内の一部に設置される設備周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部を設けることができない（出入口は随時開けることができる自閉式の特定防火設備とする。）（第4－9図参照）。



第4－9図 設備周囲の空地内に建築物の壁と出入口がある設備単位（屋内）の一般取扱所を設置した例

- (イ) 同一室内に、危政令第19条第2項各号（第4号及び第5号を除く。）の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する設備を複数設置する場合、複数の設備をまとめて一の設備単位（屋内）の一般取扱所とすることができ、その周囲に幅3m以上の空地を保有する（第4-10図参照）。【H元消防危64】



一のボイラー等の一般取扱所（3号）

一の焼入れ作業等の一般取扱所（2号）

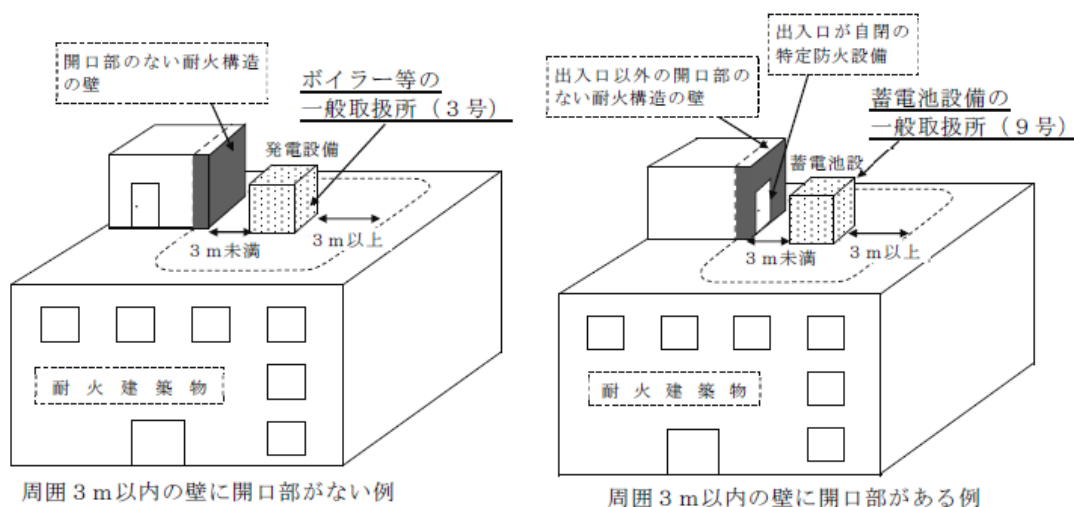
（注）各々の設備ごとに数量算定した指定数量の倍数の合計は、当該取扱形態で制限された指定数量の倍数未満とすること。

なお、取扱い数量が指定数量未満の設備をまとめて一の設備単位の一般取扱所として差し支えない。

第4-10図 同一室内に同じ取扱形態の設備を複数設置し、まとめて一の設備単位（屋内）の一般取扱所とした例

ケ 設備単位（屋上）の一般取扱所を設置する場合は、次による。

- (ア) 屋上に設置される設備周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部を設けることができない（出入口は随時開けることができる自閉式の特定防火設備とする。）（第4-11図参照）。

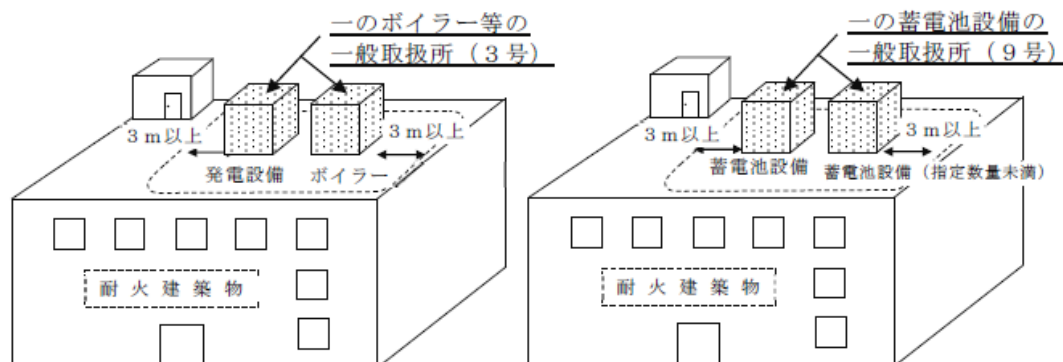


周囲3m以内の壁に開口部がない例

周囲3m以内の壁に開口部がある例

第4-11図 設備周囲の空地内に建築物の壁と出入口がある設備単位（屋上）の一般取扱所を設置した例

- (イ) 屋上に、危政令第19条第2項第3号及び第9号の取扱形態のうち、同じ取扱形態を有する設備を複数設置する場合、複数の設備をまとめて一の設備単位（屋上）の一般取扱所とすることができ、その周囲に幅3 m以上の空地を保有する（第4-12図参照）。



(注) 各々の設備ごとに数量算定した指定数量の倍数の合計が、当該取扱形態で制限された指定数量の倍数（10倍）未満とすること。

なお、取扱い数量が指定数量未満の設備をまとめて一の設備単位の一の一般取扱所として差し支えない。

第4-12図 屋上に同じ取扱形態の設備を複数設置し、まとめて一の設備単位（屋上）の一般取扱所とした例

3 許可数量の算定

第3「製造所」3の例によるほか、次の取扱い区分によるものとし、複数の取り扱いを有する場合は合算するものとする。

(1) 油圧装置又は潤滑油循環装置による危険物の取扱い

装置系統内のリザーバタンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量とする。）をもって算定する。【S40自消予71】

なお、総量について変動がある場合は、その最大となる量とする。

(2) 危険物を消費するボイラー等による危険物の取扱い

ア 常用の場合

1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

イ 非常用の場合

非常時に運転を計画するボイラー等については、原則、定格負荷時の燃料消費量（非常時の燃料消費量が自動的に制限されるボイラー等については、制限状態における最大燃料消費量とすることができる。）で24時間（貯蔵量等から1日あたりの運転可能時間が24時間未満であることが明らかである場合は当該運転可能時間とすることができる。）運転するものとして数量を算定する。

許可数量の算定例

【設置目的等】

災害時 24 時間対応が必要となる官公庁の電気室に、非常用発電機 2 台及び共通の付属設備として燃料小出槽を 1 基設置する。停電発生時は、非常用発電機 2 台が自動運転を開始する。震災時等の長時間停電に備えて敷地内に設置された地下タンク貯蔵所（タンク容量 15,000 L）から燃料の供給を受け、72 時間以上の連続運転が可能である。

【非常用発電機の概要】

- ・ディーゼル発電機（出力 500 kVA）× 2 台（同型）
- ・燃料は軽油（第四類第 2 石油類）
- ・定格負荷時の燃料消費量は 120 L/h であるが、停電時に使用可能な負荷設備は自動的に制限され、最大燃料消費量は 1 台が 100 L/h、もう 1 台が 90 L/h となる。
- ・発電機 1 台あたりの潤滑油（第四類第 4 石油類）の瞬間最大停滞量は 60 L/台
- ・燃料小出槽（タンク容量 950 L）× 1 基

発電機 2 台による 1 日あたりの燃料消費量は、4,560 L である。

$$\text{計算式} \quad 100 \text{ L/h} \times 24 \text{ h} + 90 \text{ L/h} \times 24 \text{ h} = 4,560 \text{ L}$$

また、発電機 2 台による潤滑油の瞬間最大停滞量は 120 L である。

$$\text{計算式} \quad 60 \text{ L/台} \times 2 \text{ 台} = 120 \text{ L}$$

よって、一般取扱所で取り扱う危険物の指定数量の倍数は、4.58 倍 である。

$$\text{計算式} \quad 4,560 \text{ L} / 1,000 \text{ L} + 120 \text{ L} / 6,000 \text{ L} = 4.56 + 0.02 = 4.58$$

(3) 車両に固定されたタンクに危険物を充填する取り扱い

1 日における計画又は実績充填量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

(4) 容器に危険物を詰め替える取扱い

地下専用タンクの容量、1 日における計画又は実績詰替量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

(5) 洗浄作業による危険物の取扱い

洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは 1 日における計画又は実績使用量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

また、一部の洗浄液のみ再使用するものは、使い捨てる危険物の 1 日における計画又は実績使用量のうち、いずれか大なる数量に瞬間最大停滞量を合算して算定する。

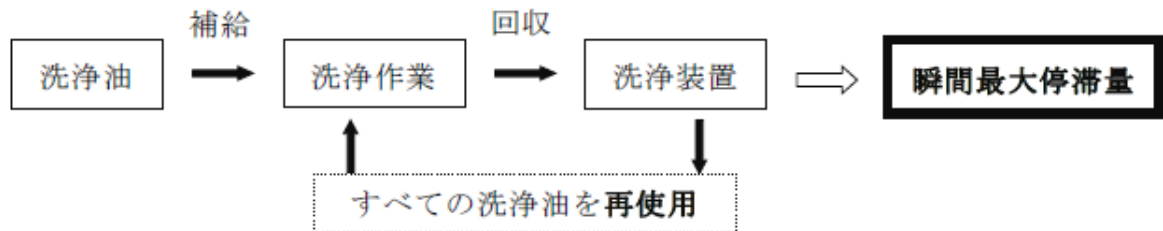
(6) 切削装置又は研削装置による危険物の取り扱い

(5)に準ずる。

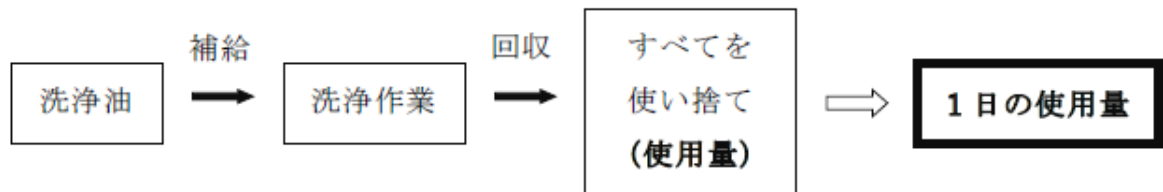
(7) 熱媒体油循環装置による危険物の取り扱い

熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量をもって算定する。

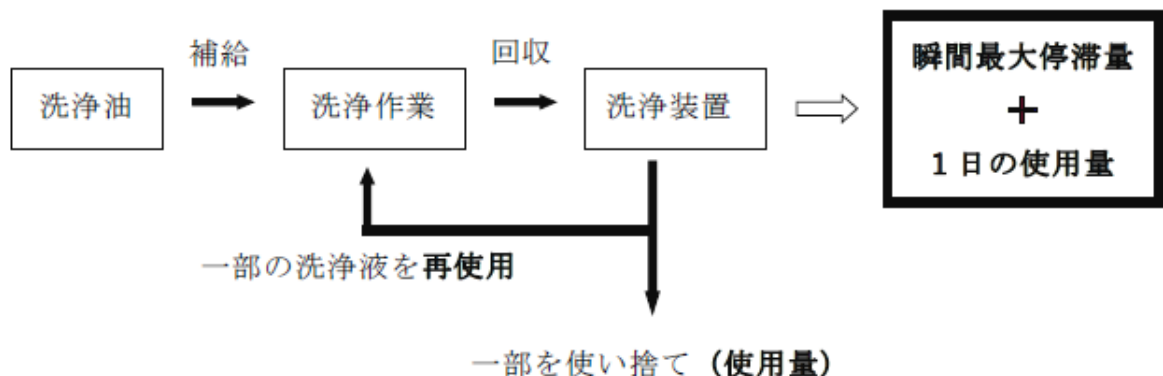
<例 1> 洗浄後、すべての危険物を回収して再使用する場合



<例 2> 洗浄後、すべての危険物を使い捨てる場合



<例 3> 洗浄後、一部の危険物を使い捨てる場合



4 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

ア 製造所の基準が準用され、第3「製造所」4(1)による。

イ リチウムイオン蓄電池設備の一般取扱所【H23消防危第303及びR6消防危200】

リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所は、次により設置することができる。

(ア) 対象となる蓄電池等

次のいずれかに該当するリチウムイオン蓄電池（リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される製品を含む。）又はリチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備（以下「蓄電池設備」という。）（以下「蓄電池等」という。）とする。

- a 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省第34号）に定める技術基準に適合している蓄電池等であり、電気用品安全法第10条に基づく表示（PSEマーク）により確認したもの
 - b 次に掲げるいずれかの基準に適合している蓄電池等
 - (a) 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準（UN38.3）に適合している蓄電池等であり、事業者が実施する当該技術基準に基づく試験結果により確認したもの
 - (b) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章に定める保安基準に適合している蓄電池等であり、事業者が実施する当該技術基準に基づく試験結果により確認したもの
 - (c) 日本産業規格のうち、次に掲げるもの
 - ① JIS C 8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム－第2部：安全性要求事項」
 - ② JIS C 4441「電気エネルギー貯蔵システム、電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項－電気化学システム」
 - c a又はbと同等以上の安全性を有すると認められる蓄電池等（例えば次の(a)、(b)に掲げるもの
 - (a) IEC（国際電気標準会議）62619又は62933-5-2に適合するもの
 - (b) UL（米国保険業者安全試験所）1973又は9540に適合するもの
- (イ) 位置、構造及び設備に関する特例
- 次のいずれかに該当する場合は、危政令第23条を適用し、①可燃性蒸気を屋外の高所に排出する設備を設ける措置、②床（屋外の場合は地盤面）を危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設ける措置、③電気設備を防爆構造とする措置を講ずる必要はない。
- a 蓄電池等を地上3mからコンクリートの床面に落下させる試験（以下「落下試験」という。）を実施し、内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認されない場合（落下試験による漏液や可燃性蒸気の漏れの確認については、事業者の実施した試験結果等を活用して差し支えないこと。また、落下試験については、事業者の選択により、単電池、組電池、単電池又は組電池及び電気配線等から構成される製品又は蓄電池設備のいずれで実施しても差し支えないこと。）
 - b 蓄電池等を4.0kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包したものを3m（蓄電池等を2.8kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包する場合は6m）以下の高さで取り扱う場合
 - c 耐火収納箱内の蓄電池等又は耐火性筐体の周囲にオイルパンを設置すること等により流出防措置を講じて取り扱う場合

(2) 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所

危政令第19条第2項各号を適用する一般取扱所は、以下による。

ア 危政令第19条第2項第1号を適用する専ら吹付作業等を行う一般取扱所（第4－3表参照）

第4－3表 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の55第2項
適用範囲	第2類危険物又は第4類危険物（特殊引火物を除く。）に限る。
倍数制限	30未満
規制範囲	区画室単位
設置場所	建築物内（地階禁止）
他の部分との区画	R C 70 mmの壁等
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・ 壁、柱、床、はり、屋根（上階の床）は耐火構造 ・ 出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・ 窓禁止

(ア) 該当する作業形態としては次のようなものがある。

なお、機械部品の洗浄作業は含まれない。【H元消防危64】

- a 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- b 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷などの印刷作業
- c 光沢加工、ゴム糊・接着剤などの塗布作業

(イ) 次の壁及び床は、危規則第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」に該当する。

- a 厚さ75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネルの壁【H2消防危105】
- b 「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床【R5消防危63】
- c 建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号（第1号にあっては、通常の火災による過熱が2時間以上加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通省の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床【R5消防危63】

(ウ) 危規則第28条の55第2項第2号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、次による。

- a 配管又は電線による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行う場合は開口部とみなさないことができる。
- b 換気設備又は可燃性蒸気排出設備による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行い、かつ、防火上有効にダンパー等を設ける場合は開口部とみなさないことができる。

- (エ) 危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、危険物の取扱い等に十分な照度を確保できる場合は省略することができる。
- (オ) 危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」(換気設備)については、第15「換気設備等」1の例による。
- (カ) 危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」(可燃性蒸気排出設備)については、第15「換気設備等」2の例による。
- (キ) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」については、高層建築物の区画室等に設ける場合、第3「製造所」4(1)チによる。
- イ 危政令第19条第2項第1号の2を適用する専ら洗浄作業を行う一般取扱所(第4-4表参照)

第4-4表 専ら洗浄作業等を行う一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の55の2	
	第2項	第3項
適用範囲	引火点が40℃以上の第4類危険物に限る。	
倍数制限	30未満	10未満
規制範囲	区画室単位	設備単位(屋内)
設置場所	建築物内(地階禁止)	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内
他の部分との区画	R C 70 mmの壁等	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・壁、柱、床、はり、屋根(上階の床)は耐火構造 ・出入口は特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備) ・窓禁止	・設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造 ・設備周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備 ・設備周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止
その他	・加熱設備には過熱を防止することができる装置を設ける。 ・危険物を取り扱うタンク周囲に囲いを設ける。	

- (ア) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、液体に浸すもの、液体と一緒に攪拌するものなどがあり、洗浄されるものは、原則として非危険物の固体に限られる。
- (イ) 危規則第28条の55の2第2項第2号に規定する「過熱を防止することができる装置」には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー(水冷、空冷等)や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。

- (ウ) 危規則第28条の55の2第2項第1号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」4(1)ツ(エ)イによる。
 - (エ) 危規則第28条の55の2第2項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア(イ)による。
 - (オ) 危規則第28条の55の2第2項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)による。
 - (カ) 危規則第28条の55の2第2項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第2号及び危規則第28条の55の2第3項第2号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア(ウ)の例による。
 - (キ) 危規則第28条の55の2第2項第3号及び第3項第6号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第15「換気設備等」1の例による。
 - (ク) 危規則第28条の55の2第2項第3号及び第3項第6号で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第15「換気設備等」2の例による。
 - (ケ) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア(キ)による。
 - (コ) 洗浄装置には、液面検出器、可燃性蒸気検知器又は不活性ガス注入装置などの安全装置を設けるよう指導する。★
- ウ 危政令第19条第2項第2号を適用する専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所（第4－5表参照）

第 4－5 表 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第 28 条の 56	
	第 2 項	第 3 項
適用範囲	引火点が 70℃以上の第 4 類危険物に限る。	
倍数制限	30 未満	10 未満
規制範囲	区画室単位	設備単位（屋内）
設置場所	建築物内（地階禁止）	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内
他の部分との区画	R C 70 mm の壁等	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・ 壁、柱、床、はり は耐火構造 ・ 屋根は不燃材料（上階床は耐火構造） ・ 出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・ 窓禁止	・ 設備周囲 3 m 未満の壁、柱は耐火構造 ・ 設備周囲 3 m 未満の出入口は自閉式の特定防火設備 ・ 設備周囲 3 m 未満の出入口には以外の開口部禁止
その他	・ 危険物の温度を警報する装置を設ける。	

- (ア) 焼入れ装置には、加熱装置（炉）及び焼入れ槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。
- (イ) 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア(イ)の例による。
- (ウ) 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号及び危規則第 28 条の 56 第 3 項第 1 号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア(ウ)の例による。
- (エ) 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 4 号及び危規則第 28 条の 56 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)による。
- (オ) 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 4 号及び危規則第 28 条の 56 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第 15 「換気設備等」 1 の例による。
- (カ) 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 4 号及び危規則第 28 条の 56 第 3 項第 3 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第 15 「換気設備等」 2 の例による。
- (キ) 危政令第 19 条第 1 項で準用する危政令第 9 条第 1 項第 19 号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア(キ)による。
- (ク) 放電加工機に本基準を適用できるが、次に掲げる安全装置を設置するよう指導する。★

a 液温検出装置

加工液の温度が設定温度（60℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置

b 液面検出装置

加工液の液面が設定位置（工作物上面から50mm）より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

c 異常加工検出装置

極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

d 自動消火装置

加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の消火装置

(k) 危険物保安技術協会が実施した放電加工機の本体（安全装置を含む。）に係る試験確認の適合品は、(k)に掲げる基準に適合しているものとする。

エ 危政令第19条第2項第3号を適用する危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第4－6表参照）

第4－6表 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の57		
	第2項	第3項	第4項
適用範囲	引火点が40℃以上の第4類危険物に限る。		
倍数制限	30未満	10未満	10未満
規制範囲	区画室単位	設備単位（屋内）	設備単位（屋上）
設置場所	建築物内	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内	耐火建築物の屋上
他の部分との区画	R C 70 mmの壁等	なし	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・壁、柱、床、はり は耐火構造 ・屋根は不燃材料（上階床は耐火構造） ・出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・窓禁止	・設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造 ・設備周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備 ・設備周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止	・設備（キュービクル式）、屋外タンクの周囲に囲いを設ける。 ・囲い周囲3m未満の壁、柱は耐火構造 ・囲い周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備 ・囲い周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止 ・タンク専用室の壁、柱、はり、屋根は不燃材料、床は耐火構造
その他	・緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置（非常用電源に係るものを除く。）を設ける。 ・危険物を取り扱うタンク容量の総量は指定数量未満とする。 ・危険物を取り扱うタンク周囲に囲いを設ける。		

(ア) 共通事項

- a 危規則第28条の54第3号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」にはディーゼル発電設備等が含まれる。【H元消防危64】

なお、航空機や自動車等のエンジンの性能試験等を行う装置は、これらに該当せず、危政令第19条第1項により規制する。

- b 危規則第28条の57第2項第1号及び危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号並びに危規則第28条の57第4項第9号ハに規定する「換気の設備」（換気設備）については、第15「換気設備等」1の例による。

- c 危規則第28条の57第2項第1号及び危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第7号並びに危規則第28条の57第4項第9号ニに規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第15「換気設備等」2の例による。

- d 危険物配管の耐震措置

非常用発電設備等に接続する危険物配管のうち建築物に設けるものは、次により耐震措置を指導すること。★

(a) 危険物配管は、送油圧力や地震等に対して十分な強度を有するとともに、折損等により危険物が漏えいした場合、すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講じること。

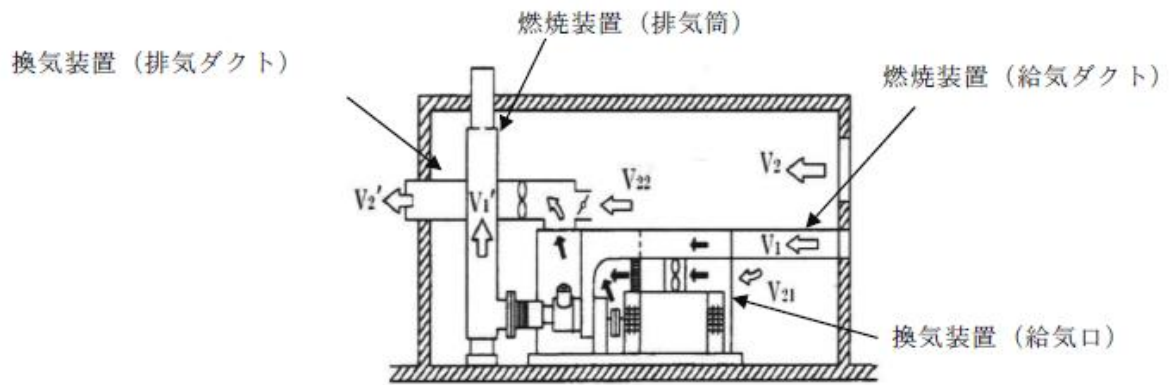
(b) 危険物配管はできる限り単独で設置するものとし、電気、ガス配管とは混在させないこと。

(c) 危険物配管が免震層を貫通する場合は、動揺により破損しない構造とすること。

なお、動揺により破損しない構造には、第三者機関の性能評価を受けた危険物配管用免震管継手等が該当する。

- (イ) 危規則第28条の57第2項を適用する区画室単位の一般取扱所に係る基準

- a 発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、排気ダクト）及び燃焼装置（燃焼用の給気口、給気ダクト、排気口、排気筒）は、危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の55第2項第8号に規定する「換気の設備」（換気設備）に該当しない（第4-13図参照）。【H29消防危216】



第4-13 図 屋内に設置するガスタービン発電設備の換気装置及び燃焼装置の例

- b 危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア(イ)の例による。
- c 危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については次による。
 - (a) 配管、電線、換気設備又は可燃性蒸気排出設備による壁又は床の貫通部分については、ア(ウ)の例による。
 - (b) 発電設備等の換気装置又は燃焼装置（排気筒を除く。）による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行い、かつ、防火上有効にダンパー等を設ける場合は開口部とみなさないことができる。
 - (c) 発電設備等の燃焼装置である排気筒による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、①又は②のいずれかの措置を講ずる場合、危政令第23条を適用し、危規則第28条の57第2項第1号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「他の部分との区画」と同等以上の効力があるとみなすことができる。【H29消防危216】

なお、発電設備等の排気筒が建築物の他の部分と区画する上階の床を貫通する場合は、必要に応じて①又は②の措置を講じるよう指導すること。★

① 耐火構造の煙道を設ける方法

建築物の区画室以外の部分に耐火構造の煙道を敷設する（第4-14図参照）。又は、建築物の区画室以外の部分に敷設される排気筒の周囲に耐火構造の煙道を設ける。（第4-15図参照）

なお、建築物の区画室以外の部分の煙道は、次の措置を講じる。

i 煙道の構造

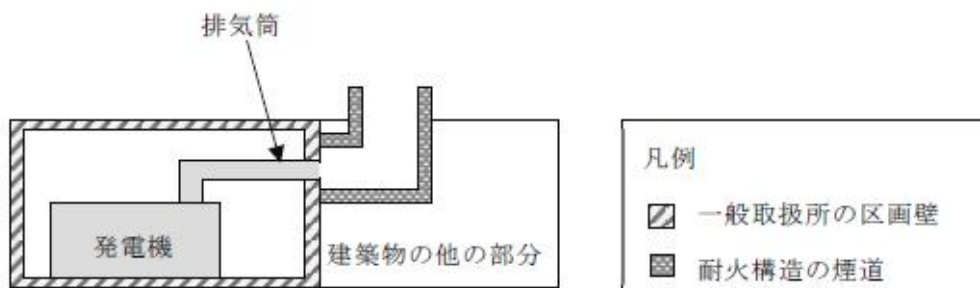
煙道は耐火構造とするとともに、厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とする。

ii 煙道内の措置

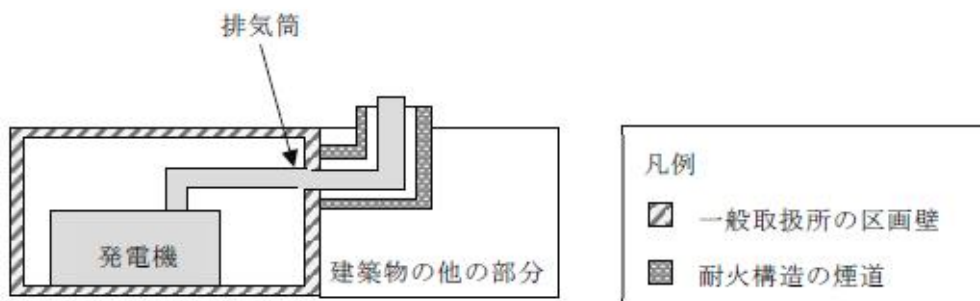
煙道内には、不必要な設備を設置しない。ただし、出火のおそれが著しく少ないなど、防火上支障ない場合はこの限りではない。

iii 煙道の出口

煙道の出口は防火上安全な場所とする。



第4-14 図 耐火構造の煙道を設ける方法



第4-15 図 建築物の区画室以外の部分に敷設される排気筒の周囲に耐火構造の煙道を設ける方法

② 排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法

建築物の区画室以外の部分に敷設される排気筒に対し、その周囲を金属以外の不燃材料で被覆し、有効に断熱するとともに、iの措置を講じる（第4-16図）。また、iiにより維持管理する。

i 延焼防止等のための排気筒に対する措置

- (i) 排気筒は、鉄板又は鋼板及び断熱材から構成されたものとし、内部の鉄板又は鋼板は、その厚みを1.5mm以上のものとする。
- (ii) 排気筒からの排気は、防火上支障のない位置に排出されるものとする。
- (iii) 断熱材は不燃性とし、排気筒内を定格運転時の排気が通過しても、排気筒の外部表面温度は100℃又は取り扱う危険物の引火点のいずれか低い方の温度未満であるものとする。この場合において、外部表面温度とは、排気筒で最も外側の部分となる部材の表面温度をいう。
- (iv) 排気筒の外部表面は、ダクト、ケーブル類、ガス管、給排水管等（危険物配管を除く）から5cm以上離隔する。ただし、排気筒の点検に支障がなく、かつ、周囲の状況が排気筒の熱により焼損するおそれのない場合は、この限

りではない。

(v) 危険物配管は、排気筒の外部表面から周囲 1 m の部分及び当該部分の上方で天井（上階がある場合は上階の床）までの範囲に設けてはならない。ただし、排気筒及び危険物配管の点検に支障がなく、流出した危険物が排気筒に付着しない措置を行う場合は、この限りでない。

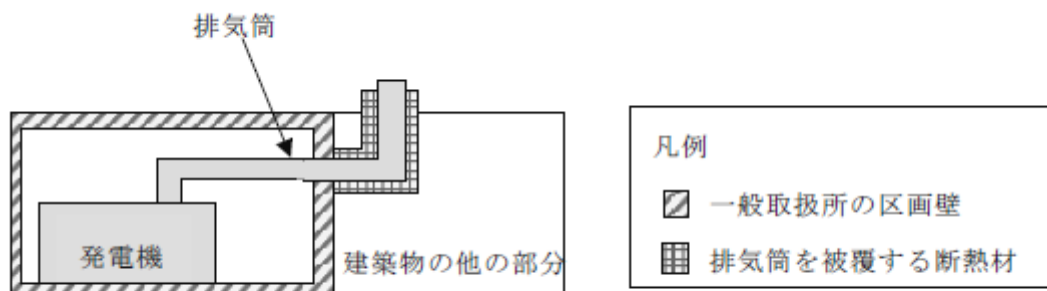
(vi) 排気筒は専用とする。ただし、排気の逆流のおそれがない場合又は排気の逆流により設備機器等に影響がない場合はこの限りでない。

(vii) 地震等により、排気筒に損傷を与えないように設置する。

ii 排気筒の設置後の維持管理

(i) 排気筒は、露出して設置すること又は天井裏等に設置する場合は点検口を設けるなど、容易に異常の有無が確認できるようにする。

(ii) 予防規程その他の関係者が定める保安に関する規程に、定期点検時及び地震等災害後の点検方法を定めるものとする。



第 4 - 16 図 排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法

d 危規則第 28 条の 57 第 2 項第 1 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)による。

e 危規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当する。

(a) 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置

なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認がされているものを設置するよう指導する。★

(b) 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険がない構造である装置

(c) 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置

(d) からだき防止装置

ボイラーに水を入れないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置

(e) 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止、又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式である装置

f 危規則第28条の57第2項第3号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等については、第3「製造所」4(1)ツ(エ) i の例による。

g 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア(キ)による。

(ウ) 危規則第28条の57第3項を適用する設備単位（屋内）の一般取扱所に係る基準

a 発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、排気ダクト）及び燃焼装置（燃焼用の給気口、給気ダクト、排気口、排気筒）の扱いは、(イ) a による。

b 危規則第28条の57第3項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、(イ) c (a) 及び(b)の例による。

c 危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)による。

d 危規則第28条の57第3項第3号で引用する危規則第28条の57第2項第3号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」4(1)ツ(エ) i の例による。

e 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア(キ)による。

(エ) 危規則第28条の57第4項を適用する設備単位（屋上）の一般取扱所に係る基準

a 設備等

(a) 屋上に複数のボイラー等を設置し、それぞれを別の一般取扱所とする場合、一の危険物を取り扱うタンク及び制御装置等を複数の一般取扱所の規制範囲とすることはできない。

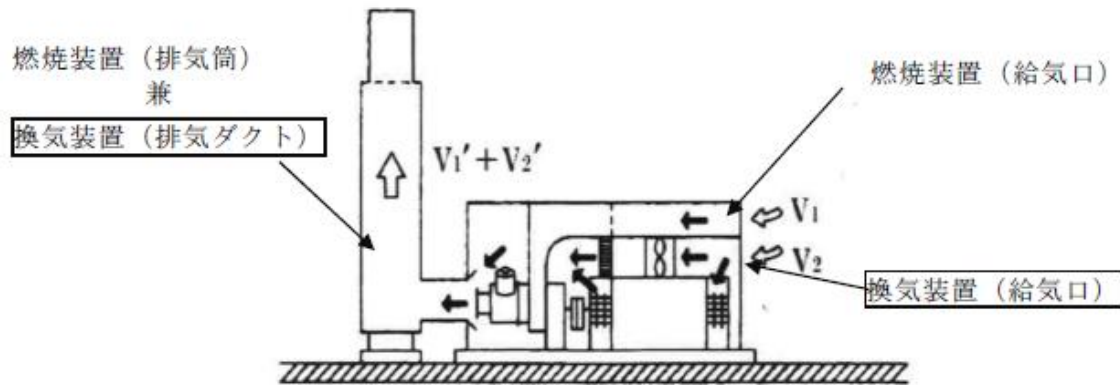
(b) 危規則第28条の57第4項第3号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）は、次による。

① 設備周囲に設ける流出防止のための囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。

② キュービクル式の発電設備等の換気装置（換気用の給気口、給気ダクト、排気口、

排気ダクト)は、危規則第28条の57第4項第10号に規定する「換気の設備」(換気設備)に該当し、第15「換気設備等」1の例による(第4-17図参照)。

- ③ キュービクル式の発電設備等の燃焼装置(燃焼用の給気口、給気ダクト、排気口、排気筒)は、危規則第28条の57第4項第10号に規定する「換気の設備」(換気設備)に該当しない(第4-17図参照)。【H29消防危216】



第4-17 図 屋上に設置するガスタービン発電設備の換気装置及び燃焼装置の例

※ で囲んだ箇所が「換気の設備」に該当する

- (c) ボイラー等は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。★
- (d) ボイラー等の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。★
- b 危険物を扱うタンク
- (a) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には、点検できる十分なスペースを確保する。
- (b) タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、第3「製造所」4(1)ツ(エ)jに準じた戻り配管等を設けるよう指導する。★
- (c) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危規則第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量とするよう指導する。★
- c 流出防止措置
- (a) ボイラー等の設備及びタンクがキュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、危規則第28条の57第4項第8号に規定する「適当な傾斜及び貯留設備」並びに「油分離装置」を省略することができる。
- (b) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。★
- d 空地【H29消防危216】
- 危険物を扱う設備及び屋外にある危険物を扱うタンクの囲いの周囲に設け

る空地内に架台等により段差がある場合であっても、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。

e 採光及び照明

危規則第28条の5第4項第4号及び第9号ハに規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)の例による。

f 避雷設備

危政令第19条第1項において準用される危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」は、指定数量の倍数が10未満の場合にあっても設けるよう指導する。★

g 消火設備

ボイラー等を建築物の高さが31mを超える場所に設置する場合には、第3種の固定消火設備を設けるよう指導する。★

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。★

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。★

h その他

異常燃焼等が発生した場合には、常時、人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する。★

オ 危政令第19条第2項第4号を適用する専ら充填作業を行う一般取扱所（第4－7表参照）

(ア) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充填設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）を兼用する場合には、危険物を取り扱う空地も兼用することができる。

(イ) 充填設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地に講ずる滞留及び流出を防止する措置は、兼用することができる。

(ウ) 詰替え設備の周囲に設ける空地では、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできない。

(エ) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合には、危規則第25条の2（第2号ハからヘまで及び第4号を除く。）に掲げる固定給油設備等の構造基準の例によるよう指導する。★

第４－７表 専ら充填作業を行う一般取扱所の基準

適用する危規則	危規則第 28 条の 58 第 2 項
適用範囲	液体の危険物（アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を除く）に限る。
規制範囲	2 (2)イによる。
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・ 保安距離、保有空地が必要 ・ 壁、柱、床、はり、屋根は耐火構造又は不燃材料 ・ 出入口、窓は防火設備（ガラスの場合は網入りガラス） ・ 建築物の 2 方以上は壁を設置できない。

(オ) 詰替え設備には、ノズルや配管に急激な圧力がかかるのを防止するため定流量器等を設けるよう指導する。★

カ 危政令第 19 条第 2 項第 5 号を適用する専ら詰替え作業を行う一般取扱所（第 4－8 表参照）

第４－８表 専ら詰替え作業を行う一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第 28 条の 59 第 2 項
適用範囲	引火点が 40℃以上の第 4 類危険物に限る。
倍数制限	30 未満
規制範囲	2 (2)ウによる。
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・ 一般取扱所の周囲に高さ 2 m 以上の耐火構造又は不燃材料の塀又は壁を設ける。 ・ 一般取扱所の出入口には防火設備を設ける。 ・ ポンプ室その他危険物を取り扱う室は危政令第 17 条第 1 項第 20 号の例による。 ・ 屋根等の水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の 3 分の 1 以下とする。
その他	・ 危険物を取り扱うタンクとして設置できるのは、固定注油設備に接続する容量 3 万 L 以下の地下専用タンクのみ。

(ア) 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 5 号の規定により、地下専用タンクは、タンク室、二重殻タンク又は危険物の漏れを防止する構造とし地盤面下に設置するものとする。

(イ) 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 8 号に規定する「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者が所有等をする隣地境界線とは異なる。

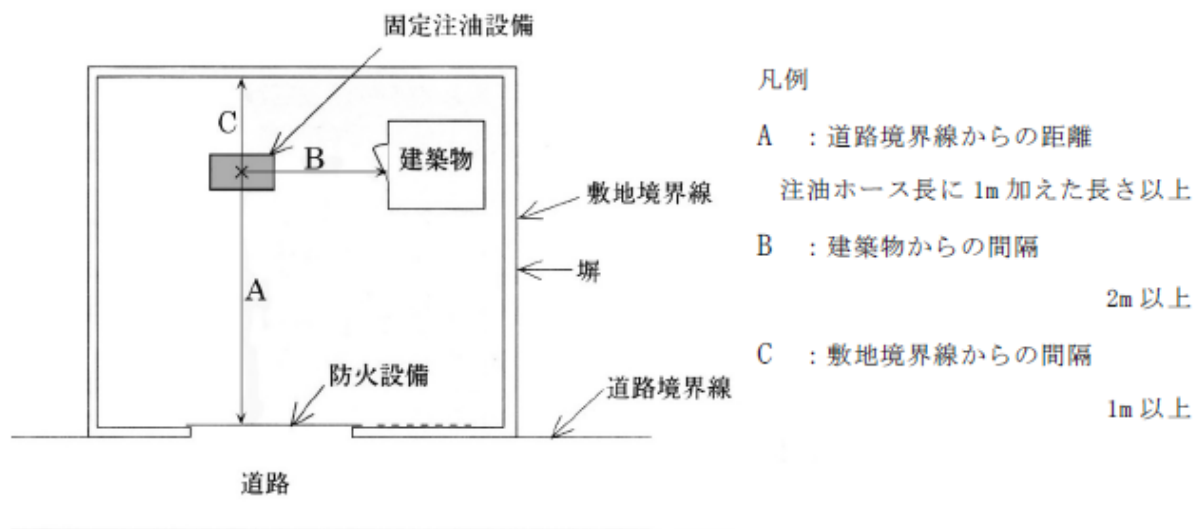
(ウ) 当該施設を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面からの高さが 2 m 以下に開口部のないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀とみなすことができる。

なお、高さ 2 m を超える部分に設ける開口部には、防火設備を設ける（第 4－18 図参照）。

(エ) 同一敷地内には、複数の当該施設を設けることができる。

(オ) その他

- a 小口詰替え専用の一般取扱所として平成2年5月22日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危政令第19条第1項の一般取扱所（特例適用施設）として規制される。【H元消防危14】
- b 小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、原則として、当該一般取扱所を危政令第19条第2項第5号の一般取扱所に変更しなければならない。【H元消防危14】



第4-18 図 専ら詰替え作業を行う一般取扱所

キ 危政令第19条第2項第6号を適用する油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第4-9表参照）

第 4 - 9 表 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第 28 条の 60		
	第 2 項	第 3 項	第 4 項
適用範囲	高引火点危険物のみを 100℃未満で取り扱うものに限る。		
倍数制限	50 未満	50 未満	30 未満
規制範囲	区画室単位	区画室単位	設備単位（屋内）
設置場所	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内	建築物内	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内
他の部分との区画	なし	なし	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・壁、柱、床、はり、屋根は不燃材料（延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造） ・出入口は防火設備（延焼のおそれのある部分に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・窓は防火設備（ガラスの場合は網入りガラス）とし、延焼のおそれのある部分は窓禁止	・壁、柱、床、はり、は耐火構造 ・屋根は不燃材料（上階床は耐火構造） ・出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・窓禁止	・設備周囲 3 m 未満の壁、柱は耐火構造 ・設備周囲 3 m 未満の出入口は自閉式の特定防火設備 ・設備周囲 3 m 未満には出入口以外の開口部禁止
その他	・危険物を取り扱うタンク直下に囲いを設ける。		

- (ア) 危規則第 28 条の 60 第 2 項第 2 号及び危規則第 28 条の 60 第 4 項第 1 号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア(ウ)の例による。
- (イ) 危規則第 28 条の 60 第 2 項第 6 号（危規則第 28 条の 60 第 3 項第 2 号で引用する場合を含む。）及び危規則第 28 条の 60 第 4 項第 3 号に規定する「危険物を取り扱うタンクの直下に設ける囲い」の容量等は、第 3 「製造所」 4 (1) ツ(エ) i の例による。
- (ウ) 危規則第 28 条の 60 第 2 項第 7 号、危規則第 28 条の 56 第 3 項第 2 号及び危規則第 28 条の 60 第 4 項第 4 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)による。
- (エ) 危規則第 28 条の 60 第 2 項第 7 号、危規則第 28 条の 56 第 3 項第 2 号及び危規則第 28 条の 60 第 4 項第 4 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 6 号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第 15 「換気設備等」 1 の例による。
- (オ) 危規則第 28 条の 60 第 2 項第 7 号、危規則第 28 条の 56 第 3 項第 2 号及び危規則第 28 条の 60 第 4 項第 4 号で引用する危規則第 28 条の 55 第 2 項第 7 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第 15 「換気設備等」 2 の例による。

(カ) 第3「製造所」4(1)ツ(イ)a(d)より、油圧装置等に内蔵されたタンクは20号タンクに該当しないが、指定数量の1/5以上の地下タンクを除く別置タンクは20号タンクに該当する。

(キ) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア(キ)による。

ク 危政令第19条第2項第7号を適用する切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第4-10表参照）

第4-10表 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の60の2	
	第2項	第3項
適用範囲	高引火点危険物のみを100℃未満で取り扱うものに限る。	
倍数制限	30未満	10未満
規制範囲	区画室単位	設備単位（屋内）
設置場所	建築物内（地階禁止）	不燃材料で造られた天井を有しない平屋建て建築物内
他の部分との区画	なし	なし
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・壁、柱、床、はりは耐火構造 ・屋根は不燃材料（上階床は耐火構造） ・出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・窓禁止	・設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造 ・設備周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備 ・設備周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止
その他	・危険物を取り扱うタンク直下に囲いを設ける。	

(ア) 切削装置等（切削装置、研削装置その他これらに類する装置）には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械があり、切削・研削油等の危険物を用いるものである。

(イ) 切削・研削油等は、工作機械で被工作物（金属製の棒や板等）の切削や研削加工において、工具と被工作物、工具と切り屑との摩擦の低減（潤滑油用）、冷却等などを行う場合に用いるものである。

(ウ) 危規則第28条の60の2第2項で引用する危規則第28条の60第2項第6号及び危規則第28条の60の2第3項第3号で引用する危規則第28条の60第4項第3号に規定する「危険物を取り扱うタンクの直下に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」4(1)ツ(エ)iの例による。

(エ) 危規則第28条の60の2第2項及び危規則第28条の60の2第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第15「換気設備等」1の例による。

(オ) 危規則第28条の60の2第2項及び危規則第28条の60の2第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、

ア(エ)による。

(カ) 危規則第28条の60の2第2項及び危規則第28条の60の2第3項第3号で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第15「換気設備等」2の例による。

(キ) 危規則第28条の60の2第3項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア(ウ)の例による。

(ク) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア(キ)による。

ケ 危政令第19条第2項第8号を適用する熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第4-11表参照）

第4-11表 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の60の3第2項
適用範囲	高引火点危険物に限る。
倍数制限	30未満
規制範囲	区画室単位
設置場所	建築物内（地階禁止）
他の部分との区画	R C 70 mmの壁等
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・ 壁、柱、床、はりは耐火構造 ・ 屋根は不燃材料（上階床は耐火構造） ・ 出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・ 窓禁止
その他	・ 加熱設備には過熱を防止することができる装置を設ける。 ・ 設備は危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止できる構造とする。 ・ 危険物を取り扱うタンク周囲に囲いを設ける。

(ア) 危規則第28条の60の3第2項第1号に規定する「危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のもの」にタンクを用いる場合、指定数量の1/5以上のタンクは、20号タンクに該当する。

(イ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)による。

(ウ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」（換気設備）については、第15「換気設備等」1の例による。

(エ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55第2項第7

号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」（可燃性蒸気排出設備）については、第15「換気設備等」2の例による。

(ウ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55の2第2項第1号に規定する「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」の容量等は、第3「製造所」4(1)ツ(エ) i の例による。

(カ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の55の2第2項第2号に規定する「加熱を防止することができる装置」については、イ(イ)による。

(キ) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア(イ)の例による。

(ク) 危規則第28条の60の3第2項第2号で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「出入口以外の開口部を有しない」については、ア(ウ)の例による。

(ケ) 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア(キ)による。

(コ) 熱媒体油を引火点以上に加熱する場合には、第3種消火設備を設けるよう指導する。★

コ 危政令第19条第2項第9号を適用する蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（第4－12表参照）

第4－12表 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の主な基準

適用する危規則	危規則第28条の60の4		
	第3項	第4項	第5項
適用範囲	リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。		
倍数制限	30未満	10未満	なし
規制範囲	区画室単位	設備単位（屋上）	2(2)エによる。
設置場所	建築物内	耐火建築物の屋上	屋外
他の部分との区画	R C 70 mmの壁等	なし	
一般取扱所の用に供する部分の建物構造等	・壁、柱、床、はり は耐火構造 ・屋根は不燃材料（上階床は耐火構造） ・出入口は特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口は自閉式の特定防火設備） ・窓禁止	・設備（キュービクル式）の周囲に囲いを設ける。 ・囲い周囲3m未満の壁、柱は耐火構造 ・囲い周囲3m未満の出入口は自閉式の特定防火設備 ・囲い周囲3m未満には出入口以外の開口部禁止	

(7) 共通事項

a (1)イによることができる。

b 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の56第2項第1号、危規則第28条の60の4第4項第4号及び危規則第60の4第5項第1号に規定する

「出入口以外の開口部を有しない」については、ア(ウ)の例による。

(イ) 危規則第28条の60の4第3項を適用する区画室単位的一般取扱所に係る基準

- a 蓄電池設備がキュービクル式のもので危険物が外部に漏れない構造のものは、危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の55第2項第5号の規定を適用しないことができる。
- b 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「必要な採光、照明設備」については、ア(エ)による。
- c 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気の設備」(換気設備)については、第15「換気設備等」1の例による。
- d 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の55第2項第7号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」(可燃性蒸気排出設備)については、第15「換気設備等」2の例による。
- e 危規則第28条の60の4第3項で引用する危規則第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」については、ア(イ)の例による。
- f 危政令第19条第1項で準用する危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」について、高層建築物の区画室等に設ける場合、ア(キ)による。

(ウ) 危規則第28条の60の4第4項を適用する設備単位(屋上)の一般取扱所に係る基準

- a 設備等
 - (a) 危規則第28条の60の4第4項第3号に規定する設備の周囲に設ける流出防止のための囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。
 - (b) 蓄電池設備は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。★
 - (c) 蓄電池設備の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。★
- b 流出防止措置
 - (a) キュービクル式のもので危険物が外部に漏れない構造のものは、危規則第28条の60の4第4項第5号の規定を適用しないことができる。
 - (b) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。★
- c 空地

危規則第28条の60の4第4項第4号に規定する囲いの周囲に設ける空地内に架台等により段差がある場合であっても、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。
- d 避雷設備

危政令第19条第1項において準用される危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」は、指定数量の倍数が10未満の場合にあっても設けるよう指導する。★
- e 消火設備

蓄電池設備を建築物の高さが3.1mを超える場所に設置する場合には、第3種の固定消火設備を設けるよう指導する。★

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。★

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。★

(エ) 危規則第28条の60の4第5項を適用する屋外設置の一般取扱所に係る基準

危規則第28条の60の4第5項第5号に規定する散水設備は、原則、屋外消火栓設備を設置すること。また、当該消火設備を危規則第32条の2及び審査基準第17、2の基準に適合させるよう指導すること。★

サ 危政令第19条第2項各号以外の取扱形態を有する一般取扱所【H10消防危28】

(2)のアからコまでに掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、危政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、危政令第23条を適用し、同条第2項の基準の特例（第4号及び第5号に係るものを除く。）と同等の基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができることもある。

(3) 危政令第19条第3項を適用する一般取扱所（危規則第28条の61及び危規則第28条の62）

危政令第19条第3項を適用する高引火点危険物のみを取り扱う一般取扱所は、以下による。

ア 高引火点危険物のみを100℃未満で取り扱う一般取扱所は、危政令第19条第1項又は危政令第19条第2項第4号（専ら充填作業を行う一般取扱所）のいずれかの基準に対して特例を適用することができる。

イ 危規則第33条第2項第1号ただし書による著しく消火困難となる高引火点危険物の一般取扱所に、建築物又はその他の工作物に係る部分の消火設備として第1種の屋内消火栓設備を設置する場合は、施行令第11条に規定する屋内消火栓設備の基準の例により設置することができる。

5 特殊な一般取扱所（危政令第19条第1項適用）

危政令第19条第1項を適用する次の特殊な一般取扱所は、それぞれの基準による。

(1) 同一建物内に複数の異なる取扱形態の区画室又は設備を有する一般取扱所

同一建物内（屋上含む。）に危政令第19条第2項各号（第4号及び第5号を除く。）のうち一の号の取扱形態の基準を満たす区画室又は設備があり、かつ、それ以外の号の取扱形態の基準を満たす区画室又は設備があるものについては、危政令第23条を適用し、2(2)によらず、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲

複数の区画室又は設備の部分をもとめて一の規制範囲（危政令第19条第1項を適用する一般取扱所）とする（第4-19図、第4-20図及び第4-21図参照）。

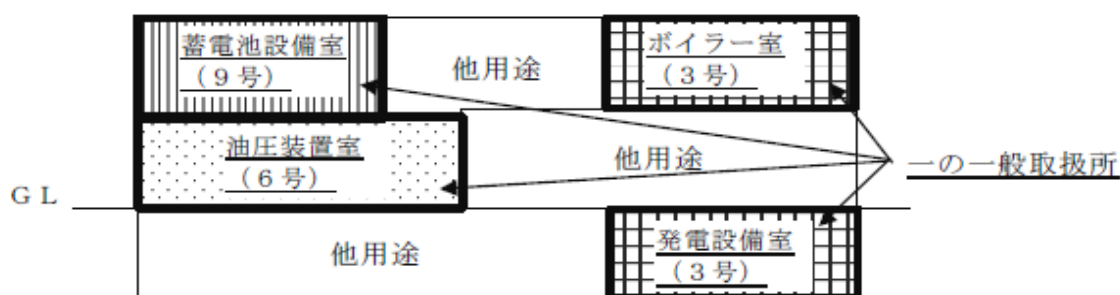
イ 許可数量の算定

それぞれの取扱形態ごとに数量算定した指定数量の倍数を合算する。

なお、合算した指定数量の倍数は、それぞれの取扱形態ごとに制限された指定数量の倍数のうち最小の倍数（危険物取扱数量）未満とする。

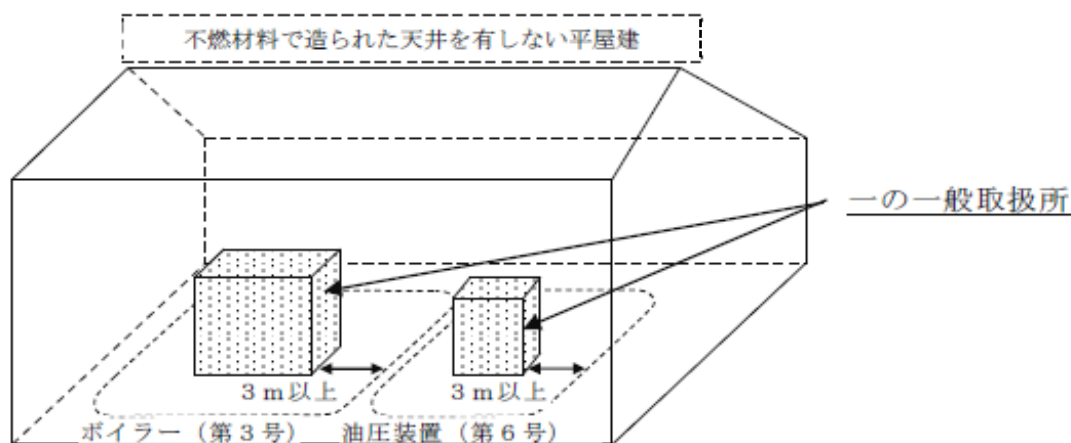
ウ 位置、構造及び設備

一の一般取扱所とする複数の区画室又は設備が、それぞれの取扱形態ごとの基準を満たす場合は、危政令第23条を適用し、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項各号の規定を適用しない。



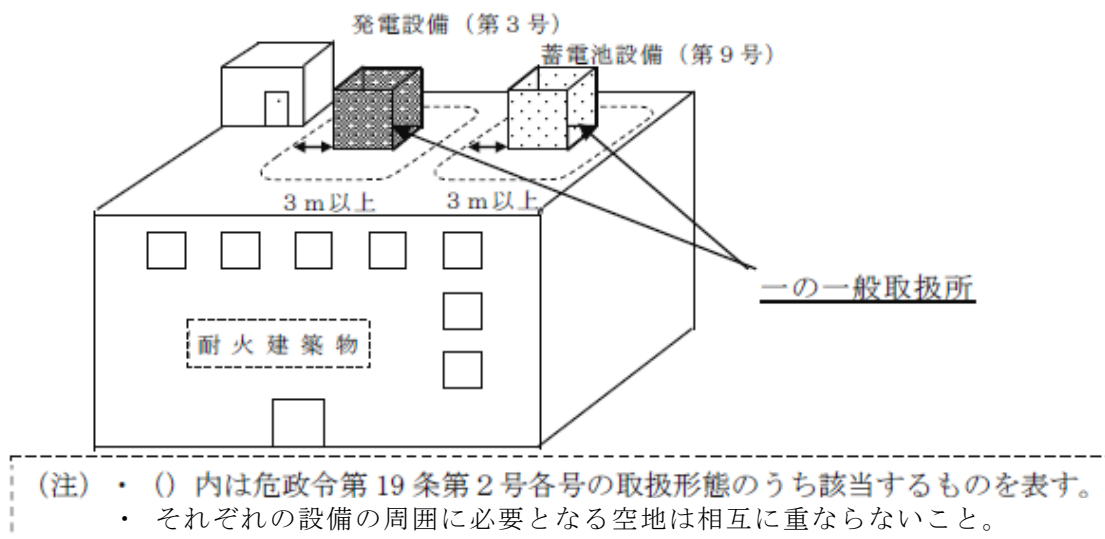
- (注) ・ () 内は危政令第19条第2号各号の取扱形態のうち該当するものを表す。
・ 同一建物内であれば隣接しない区画室をまとめて一の一般取扱所とすることができる。
・ 同一の取扱形態の区画室も含めて一の一般取扱所とすることができる。

第4-19 図 取扱形態が異なる複数の区画室をまとめて一の一般取扱所とした例



- (注) ・ () 内は危政令第19条第2号各号の取扱形態のうち該当するものを表す。
・ それぞれの設備の周囲に必要となる空地は相互に重ならないこと。

第4-20 図 取扱形態が異なる複数の設備をまとめて一の一般取扱所とした例



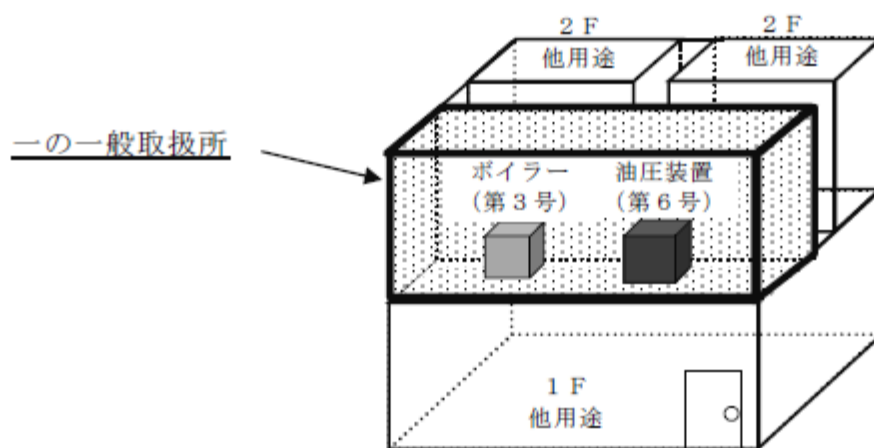
第4-21 図 取扱形態が異なる複数の設備をまとめて一の一般取扱所とした例

(2) 同一区画室内に複数の異なる取扱形態の設備を有する一般取扱所【H10消防危28】

同一区画室内に、危政令第19条第2項各号（第4号及び第5号を除く。）の取扱形態のうち、取扱形態が異なる複数の設備を有するものについては、危政令第23条を適用し、2(2)によらず、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲

当該区画室をもって、一の規制範囲（危政令第19条第1項を適用する一般取扱所）とする（第4-22図参照）。



第4-22 図 取扱形態が異なる複数の設備を有する区画室を一の一般取扱所とした例

イ 許可数量の算定

それぞれの取扱形態ごとに数量算定した指定数量の倍数を合算する。なお、合算した指定数量の倍数は、30未満とする。

ウ 位置、構造及び設備

(ア)から(シ)までに適合する場合は、危政令第23条を適用し、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号（危政令第19条第2項第6号及び第7号の取扱形態のみの一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）並びに危政令第20条第1項の規定を適用しない。

(ア) 当該区画室は、地階を有しないものとする（危政令第19条第2項第3号、第6号、第9号の取扱形態のみを有するものを除く。）。

(イ) 当該区画室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とする。

(ウ) 当該区画室は、出入口以外の開口部を有しないRC70mmの壁等で当該建築物の他の部分と区画されたものとする（危政令第19条第2項第6号及び第7号の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(エ) 当該区画室は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とする。ただし、危政令第19条第2項第1号及び第1号の2の取扱形態を有しない場合は、屋根を不燃材料で造ることができる。

(オ) 当該区画室が、危政令第19条第2項第3号の取扱形態を有する場合は、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とする。

(カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の1／5未満のものを除く。）の周囲には、第3「製造所」4(1)ツ(エ)hによる防油措置を講じるよう指導する。★

ただし、危政令第19条第2項第6号及び第7号の取扱形態のみを有する場合にあっては、当該区画室のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。

(キ) 当該区画室が、危政令第19条第2項第2号の取扱形態を有するものは、同号の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設ける。

(ク) 危険物を加熱する設備（危政令第19条第2項第1号の2及び第8号の取扱形態を有する設備に係わるものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設ける。

(ケ) 危政令第19条第2項第8号の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

(コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生じる設備は併設させない。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。

(サ) 危規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設ける。ただし、第1種、第2種、第3種のいずれかの消火設備を当該一般取扱所に設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。

(シ) 危規則第28条の5第2項第3号から第8号まで及び危規則第28条の5第2項第2号の基準に適合するものとする。

(3) 製油所、油槽所におけるドラム充填所の一般取扱所【S 3 6 自消甲予発 2 5】

第一石油類又は第二石油類を、ドラム缶等容器充填作業から出荷までの過程で容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）は、積場の区画を明確にするとともに、温度管理等の防火上安全な措置を講じさせることで、一般取扱所として設置することができる。

(4) 共同住宅における燃料供給施設の一般取扱所【H 1 5 消防危 8 1】

共同住宅に灯油又は重油（以下「灯油等」という。）を供給する燃料タンクを設け、これから各戸に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設（以下「共同住宅の燃料供給施設」という。）の一般取扱所については、次の基準により設置することができる。

ア 用語の定義

用語の定義については、次のとおり。

- (ア) 専用タンク 灯油等の燃料を貯蔵する主たる燃料タンクであって、当該一般取扱所専用
に使用するタンク。ただし、冷暖房用等のボイラーに限り別の配管により専
用タンクに接続することができる。
- (イ) 中継タンク 専用タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられるタンク
- (ウ) 戸別タンク 専用タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち最も
燃焼機器に近いタンク
- (エ) 供給配管等 専用タンク、中継タンク、戸別タンクの間を接続する配管、専用タンクに
設けられるポンプ設備等
- (オ) 燃焼機器等 戸別タンクの払出配管から燃焼機器（室内の冷暖房、温湯の供給等をする
機器をいう。）までの部分

イ 規制範囲

一般取扱所としての許可に係る部分は、建築物全体ではなく、危険物の取り扱いに係る専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び供給配管等の部分に限る。

なお、専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用等のボイラーを設ける場合で、冷暖房用等のボイラーによる危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として規制し、指定数量未満である場合は、燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として規制する。

ウ 許可数量の算定

許可数量の算定は、専用タンクの容量の合計をもって算定する。

エ 燃焼機器等の規制

火災予防条例に定める火気使用設備として規制する。

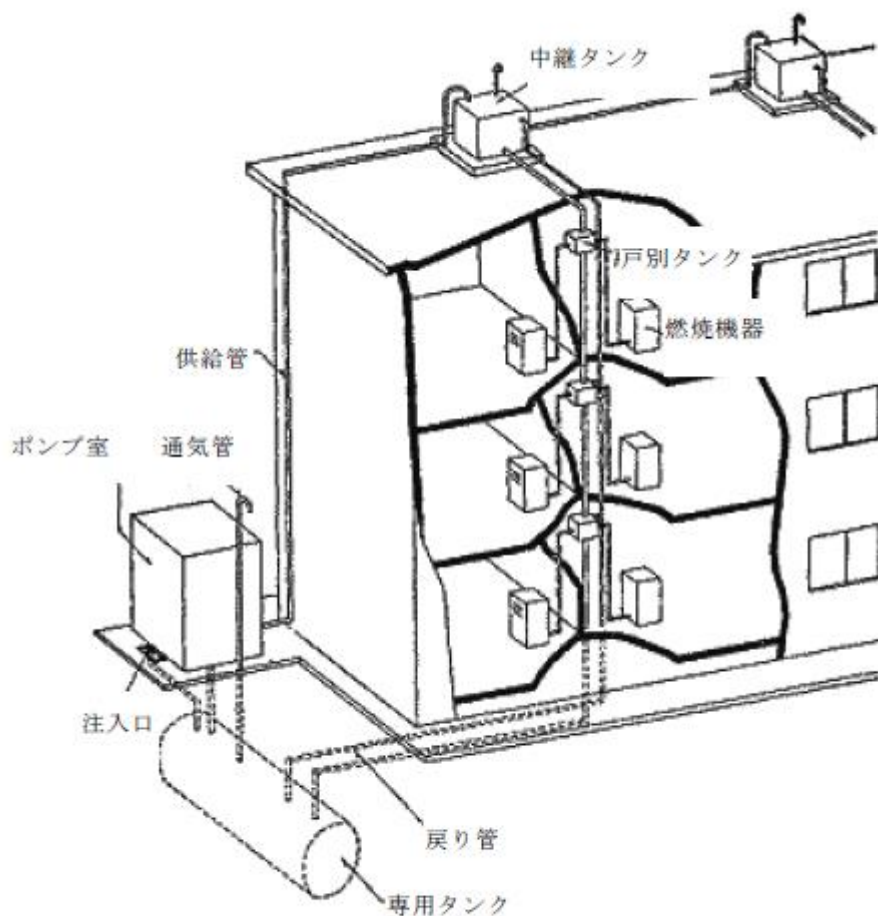
オ 位置、構造及び設備

次に適合する場合は、危政令第 2 3 条を適用し、危政令第 1 9 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 1 6 号及び第 1 8 号から第 2 0 号並びに危政令第 2 0 条第 1 項の規定を適用しない。

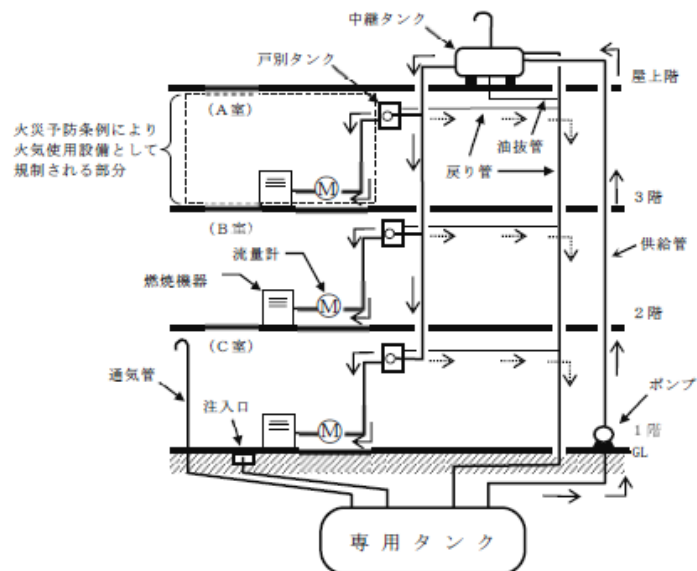
(7) 中継タンクを有する供給方式の場合

中継タンクを有する場合は、次による（第4-23図、第4-24図及び第4-25図参照）。

- a 設置場所は、耐火構造の建築物又は壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物とする。
- b 専用タンクは、危政令第12条第1項（第3号を除く。）若しくは第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第3号を除く。）又は第13条第1項（第5号を除く。）、第2項若しくは第3項（これらの項においてその例によるものとされる同条第1項第5号を除く。）の規定の例による。

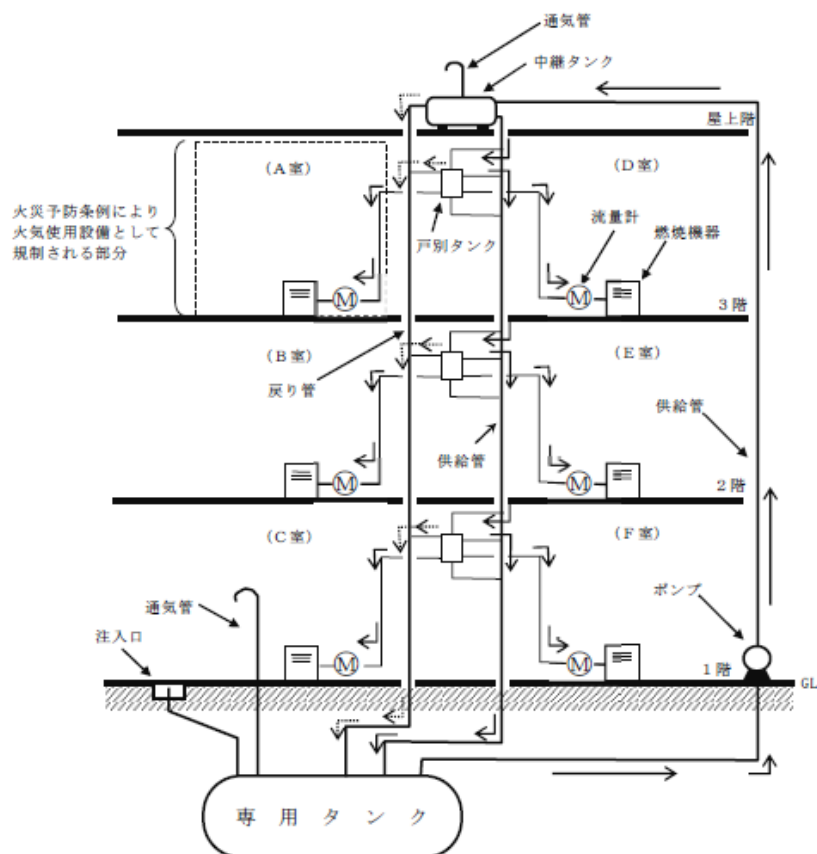


第4-23 図 中継タンクを有する方式



<注> 1. → 印は、油の流れる方向を示す。
2. → 印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

第4-24 図 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例1）

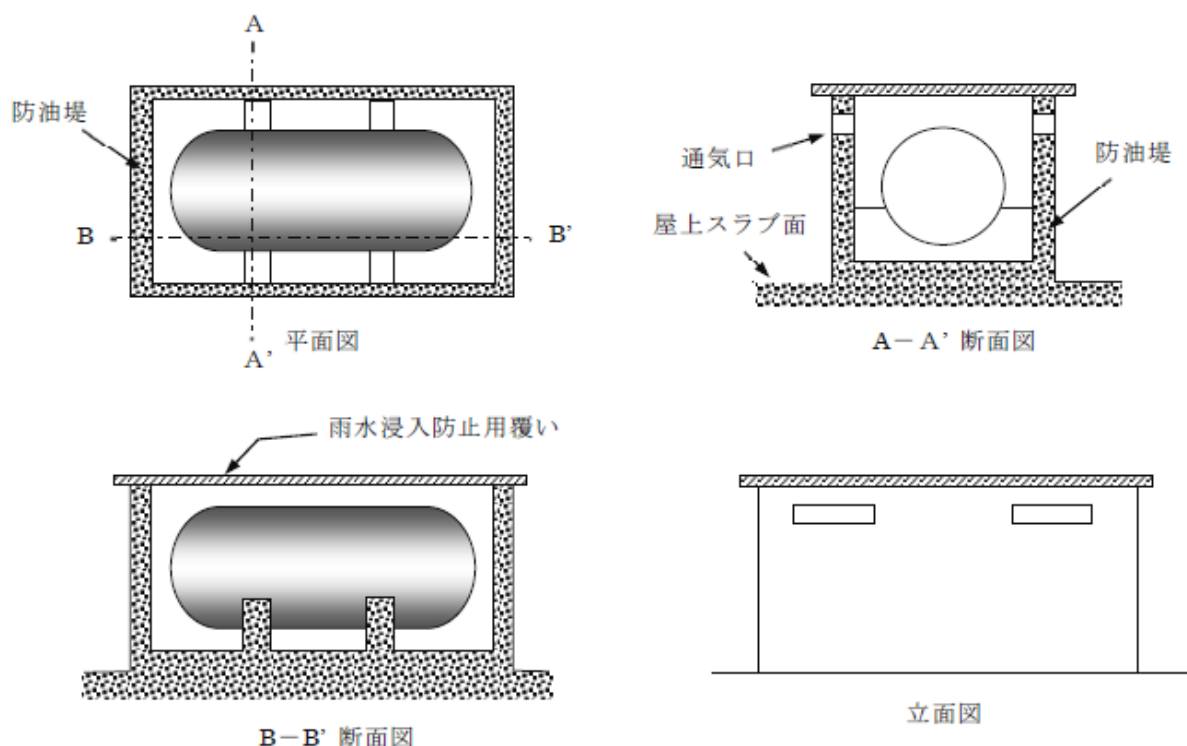


<注> 1. → 印は、油の流れる方向を示す。
2. → 印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

第4-25 図 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例2）

c 中継タンクは、次による。

- (a) 一の中継タンクの容量は、1, 000 L未満とする。この場合において、中継タンクは、一の施設について複数設けることができる。
- (b) 中継タンクを屋上に設ける場合は、灯油等が漏れたときにその流出を防止するため、次により周囲に防油堤を設ける（第4－26図参照）。
 - ① 防油堤の容量は、中継タンクの容量（中継タンクが複数設けられる場合には、最大のものの容量）以上とする。
 - ② 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油等が当該防油堤の外に流出しない構造とする。
 - ③ 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設ける。
 - ④ 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造とする。

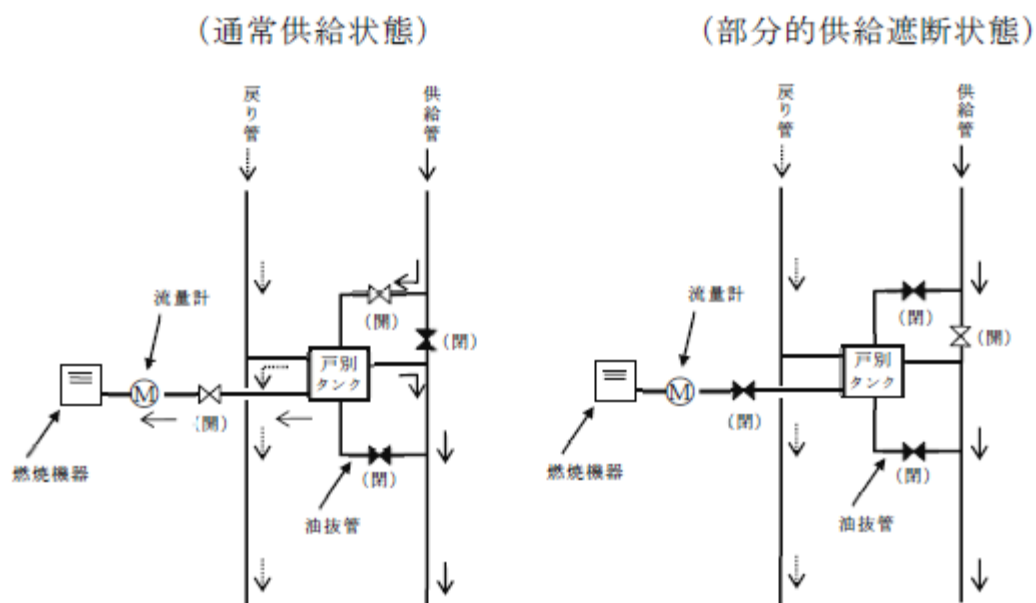


第4－26 図 中継タンクの防油堤概略図

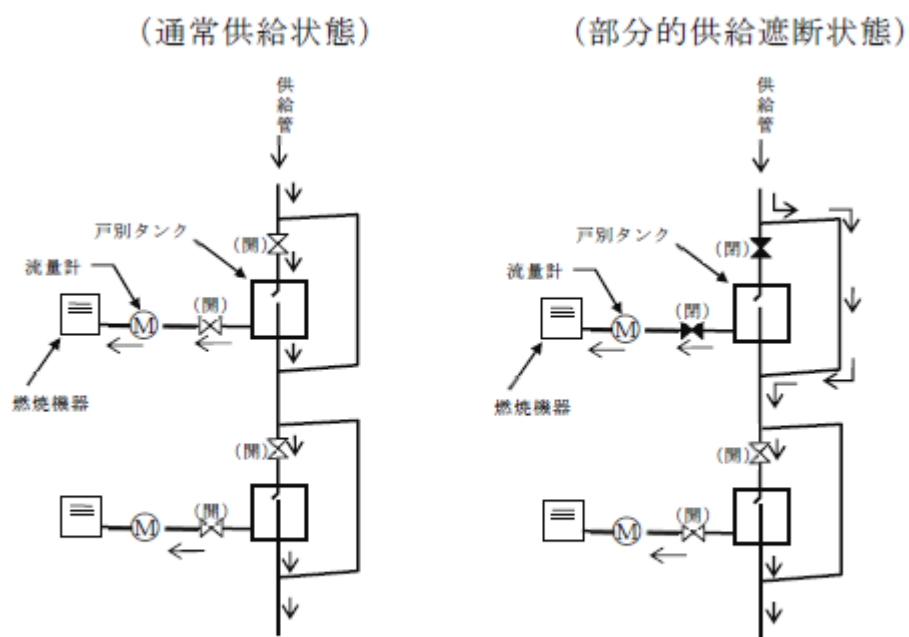
- (c) 中継タンクを屋内に設ける場合は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきい、せき等の高さは、中継タンクの容量以上の量を収納することができる高さとする。
- (d) 中継タンクには、灯油等のあふれを防止するため、専用タンクに接続された専用の戻り管（当該戻り管をd (g)に規定する戸別タンクの戻り管と共用する場合を含む。）を設ける。この場合において、戻り管の口径は、専用タンクからの供給用の配管の口径の1.5倍以上の径とする。

- (e) 中継タンクの戻り管には、弁を設けない。
 - (f) 中継タンクは、(a)から(e)までによるほか、危政令第11条第4号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）、第5号から第9号、第11号及び第12号又は第12条第5号から第8号及び第10号から第11号の規定の例による。ただし、容量200L以下の中継タンクの板厚については、厚さ2.3mm以上の鋼板とすることができる。
- d 中継タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンク（数戸共用のタイプを含む。）を設ける。この場合において、戸別タンクは次による（第4-27図及び第4-28図参照）。
- (a) 戸別タンクの容量は、30L以下とする。
 - (b) 戸別タンクは、厚さ1.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るものとする。

なお、通気管は、設けないことができる。
 - (c) 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分（廊下、階段、踊り場、ホール等の共用部分）から容易に点検でき、避難上支障とならない場所に設ける。
 - (d) 戸別タンクの外面には、さび止めのための塗装をするものとする。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
 - (e) 戸別タンクは、地震等の際に容易に転倒しないよう固定する。
 - (f) 戸別タンクの架台は、不燃材料で造る。
 - (g) 戸別タンクには、灯油等のあふれを防止するため専用タンクに接続された専用の戻り管を設け、その口径は、供給用の配管の口径の1.5倍以上の径を有するものとする。ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能を有する配管を設ける場合は、この限りでない。
 - (h) 戸別タンクの戻り管には、弁を設けない。
 - (i) 戸別タンクに大気圧を超える圧力がかった場合に、各戸に設けられる燃焼機器が異常燃焼を防止する機能を有し、又は、戸別タンクと燃焼機器の間に減圧装置を設ける。この場合、大気圧を超える圧力として、落差圧力を考慮すれば足りる。



第4-27 図 燃料供給系統詳細図（系統例1）



第4-28 図 燃料供給系統詳細図（系統例2）

- e 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次による。
- (a) 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管及び専用タンクと建築物との連絡部分に設けられる立ち上がり配管の接続は、溶接とする。
- (b) 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分設けない。
- (c) 配管には、見易い箇所に扱う危険物の物品名を表示する（幅30cm以上の帯状で、地を黄色、文字を黒色）。

なお、当該表示については、室内にある配管にあつては、点検のために設けた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあつては、見易い箇所に1箇所以上表示する。

(d) 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯油等の供給を遮断できる自動及び手動の弁を設ける（第4-29図参照）。

(e) 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、(d)の弁を閉鎖することによって当該戸別タンク以外の戸別タンクへの灯油等の供給を遮断しない措置を講じる（第4-29図参照）。

f 消火設備は、次による。

(a) 専用タンクには、第5種の消火設備を2個以上設ける。

(b) 中継タンクには、第5種の消火設備を1個以上設ける。

(c) 戸別タンクに対する第5種の消火設備は、建築物の各階の階段（屋外の非常階段を除く。）の踊り場ごとに、また、エレベーターがある場合はそのホールごとに1個以上設ける。ただし、階段の踊り場とエレベーターホールが近接している場合は、階段の踊り場に1個以上設けることで足りる。

なお、当該消火設備については、法第17条の規定により設置することとなる消火設備と兼用することはできない。

(d) 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるよう指導する。★

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。★

g その他の設備

(a) 専用タンクから戸別タンクへ灯油等を供給する系統には、緊急の際、灯油等の供給が遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設ける。緊急遮断装置については、専用タンクのポンプ設備を停止し、かつ、中継タンクから戸別タンクへの灯油等の供給を同時に遮断できる性能を有するものとする。

(b) 緊急遮断装置には、見易い箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設ける（地を赤色、文字を白色）。

(イ) 中継タンクを有しない供給方式の場合

中継タンクを有しない場合は、次による（第4-29図及び第4-30図参照）。

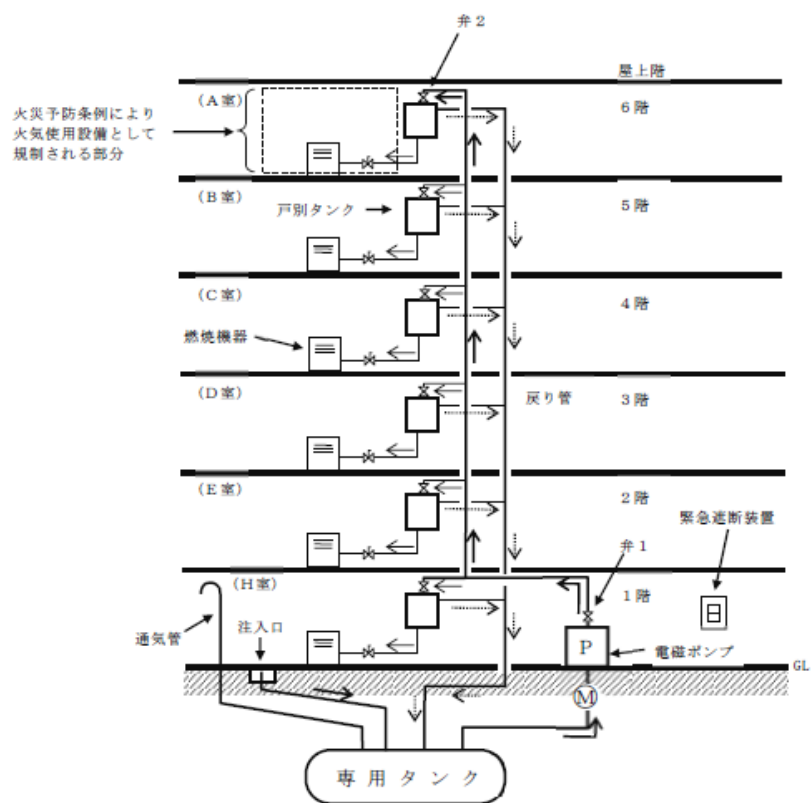
a 設置場所は(ア) aの例による。

b 専用タンクは、(ア) bの例による。

c ポンプは電磁ポンプとし、次による。

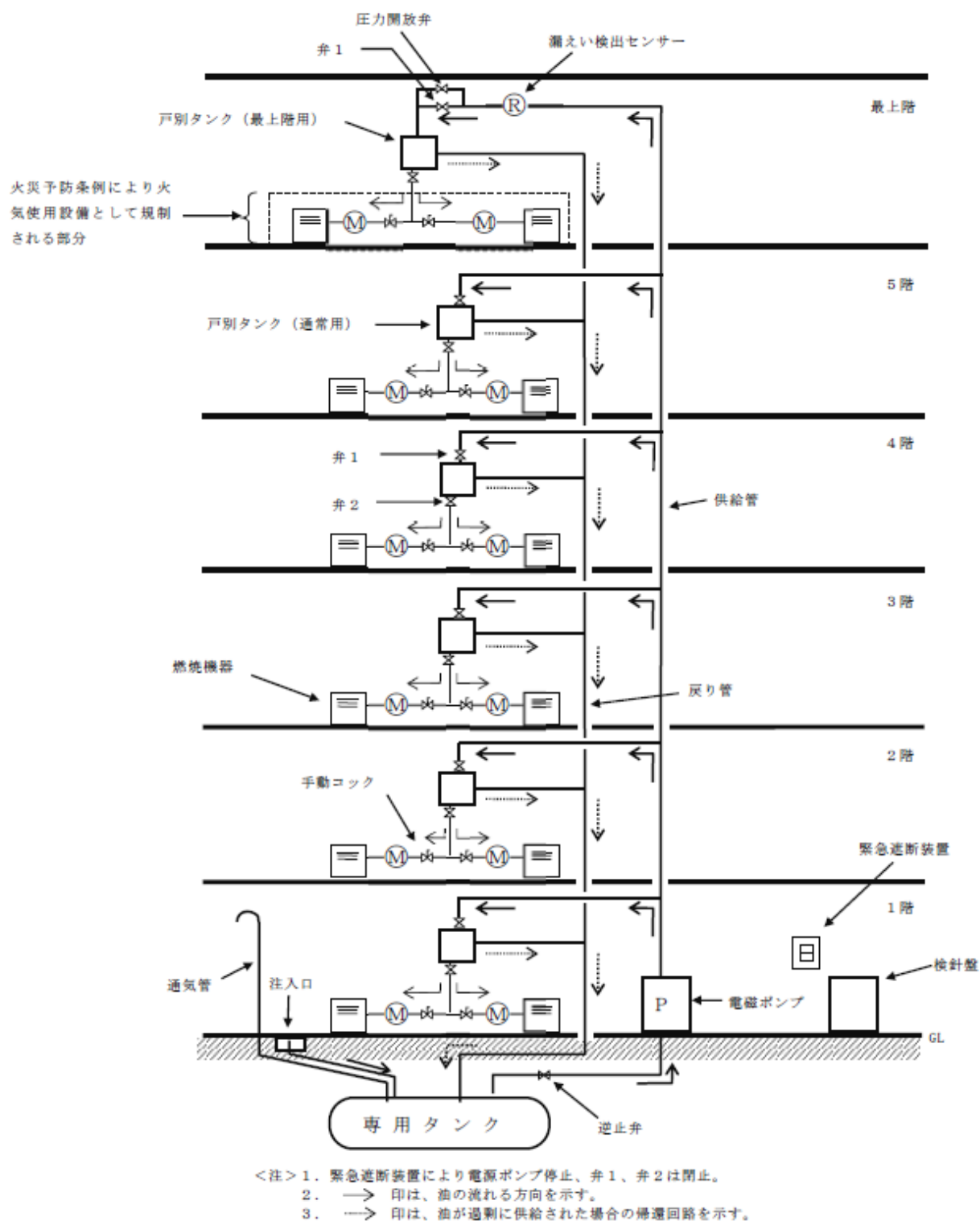
(a) 電磁ポンプは、油漏れのない構造とする。

(b) 電磁ポンプには、設定以上の圧力にならないよう圧力調整バルブを設ける。



- <注> 1. 緊急遮断装置により電源ポンプ停止、弁 1、弁 2 は閉止。
 2. → 印は、油の流れる方向を示す。
 3. - - - - - 印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

第 4 - 29 図 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図 (系統例 1)



第 4-30 図 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図 (系統例 2)

d 戸別タンクは、(ア) d の例によるほか、次による (第 4-31 図及び第 4-32 図参照)。

(a) 戸別タンクには、フロートスイッチを設けることとし、液面を次のとおり制御する。

① フロートスイッチの下限で電磁ポンプが作動し、かつ、当該戸別タンクに燃料を

供給する弁が開放する。

② フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、当該戸別タンクの燃料供給弁が閉鎖する。

③ フロートスイッチの故障に備えて、②の上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設ける。

④ フロートスイッチの作動により電磁ポンプが停止した場合には、戸別タンクに燃料を供給する弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁が閉鎖する。

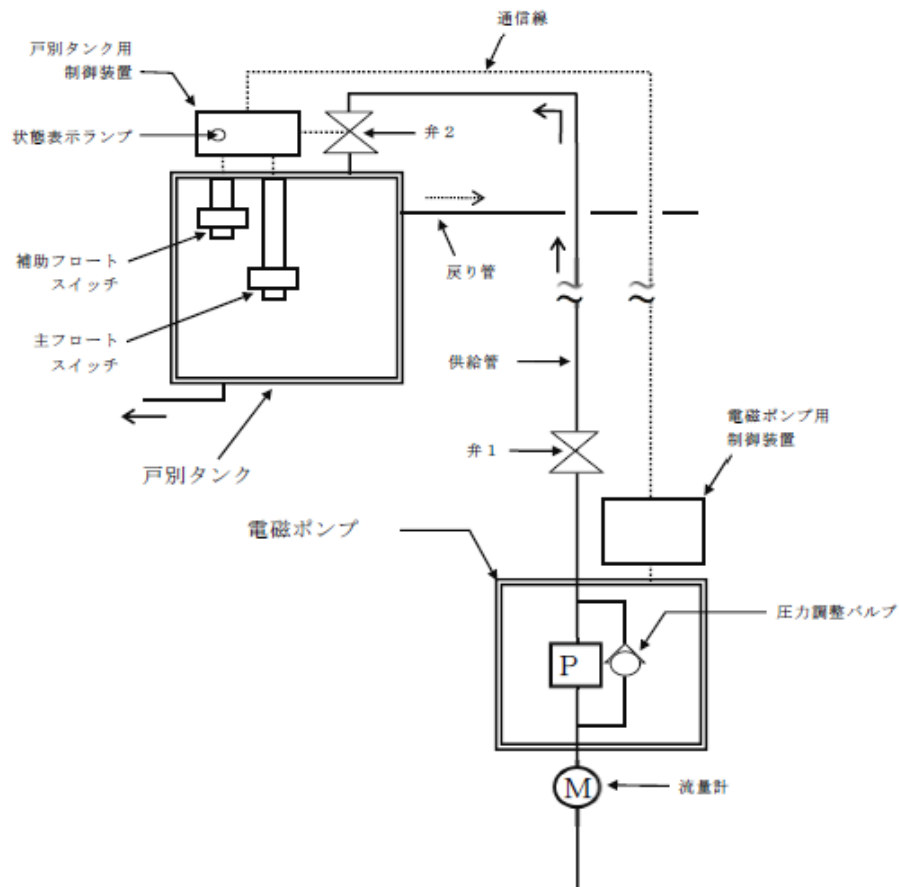
(b) 戸別タンクには、フロートスイッチの状態を表示する。

(c) 戸別タンクには、緊急の際当該タンクへの燃料供給を容易に遮断できる弁を設ける。

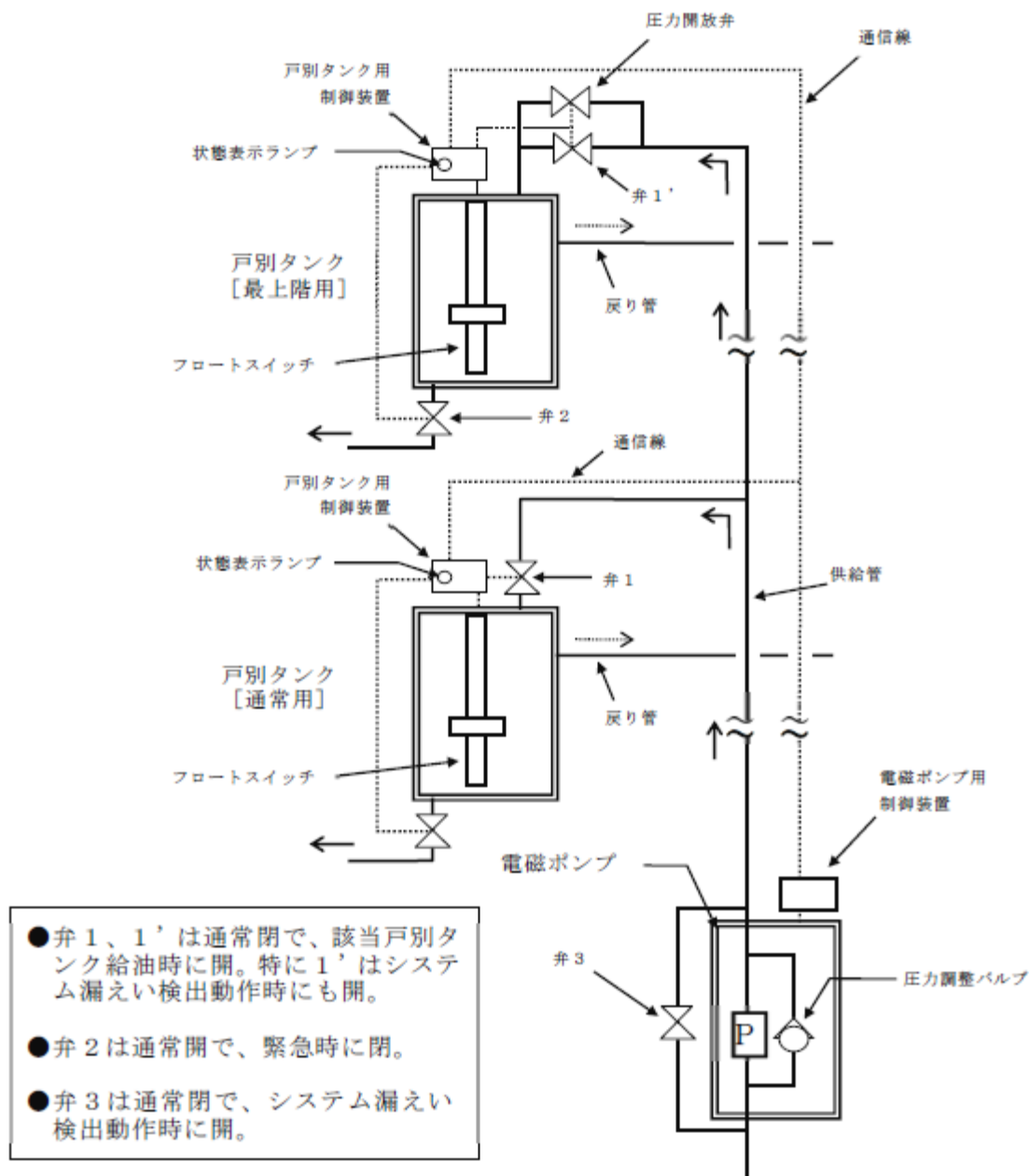
また、当該弁は電磁ポンプの最大圧力及び電磁ポンプ停止後の落差圧に十分耐えるものとする。

(d) 戸別タンクの設置高さは、燃焼器具から垂直方向に2.5 m以下とする。ただし、減圧装置を設けた場合は、この限りではない。

(e) 配管は、(ア) e によるほか、ポンプ吐出側の配管には、燃料の供給を遮断できる弁を設ける。



第4-31図 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図（方式例1）



第 4 - 32 図 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図 (方式例 2)

(f) 消火設備は、(ア) f (a)、(c) 及び(d)による。

(g) その他の設備は、(ア) g (b)によるほか、次による。

- ① 緊急の際に、電磁ポンプを停止させ、かつ、戸別タンクの燃料供給弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁を閉止させる緊急遮断装置を設ける。
- ② 緊急遮断装置には、(ア) g (b)と同様の標識を設ける。
- ③ 制御回路に異常が発生したときは、燃料の供給を停止する。
- ④ 地下タンクから電磁ポンプまで落差が大きく、又は横引き長さが長い場合灯油等を地下タンクから電磁ポンプのみでは有効に吸引できないときに用いる補助的な

ポンプ（以下「オイルリフター」という。）を設置する場合は、次による。

- i オイルリフターは、電磁ポンプ以外への燃料供給を行わないものとする。
- ii オイルリフターは、電磁ポンプの吐出能力以上の吸上能力を有するものとする。
- iii オイルリフターには、あふれ防止装置（フロート）及び戻り管を設置する。

この場合において、当該戻り管には弁を設けない。

- iv オイルリフターは、十分な容量（概ね 1 L 以上）のサービスタンクが設けられているなど、電磁ポンプによる燃料供給に支障のないように措置されているものとする。

(5) シールド（掘削機械）工事の一般取扱所

「シールド工事の一般取扱所」とは、シールドマシンを地中で推進させ土砂の崩壊を防ぎながら、掘削作業、覆工作業（掘削した周囲をプレキャスト部材（セグメント）を組み立て覆工する作業）を行い、トンネルを構築していく工事において、シールドマシン内の作動油等として指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 適用範囲

高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

イ 規制範囲

- (ア) 立坑及びシールドマシンにより掘削する部分とする。
- (イ) 完成検査は、当該シールドマシンの組み立てが完了した時点で行う。
- (ウ) 原則として立坑及びシールドマシンにより掘削する部分を一の一般取扱所とする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であって、立坑を共有する場合は、到達点が同一場所であるか否かを問わず一の一般取扱所とする。

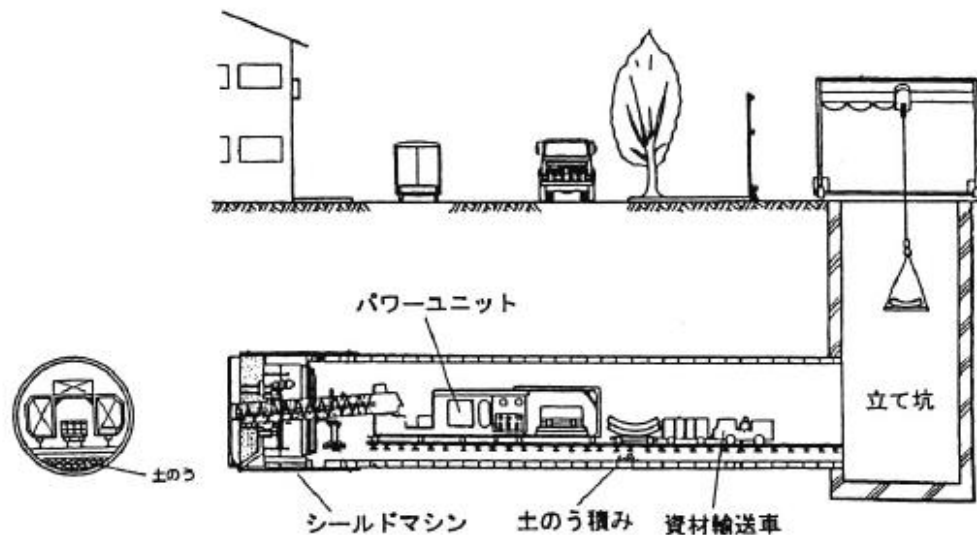
ウ 許可数量の算定

シールドマシン内の作動油等の総量（瞬間最大停滞量とする。）を合算し、算定する。

エ 位置、構造及び設備

危政令第 23 条を適用し、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 9 号、第 12 号及び第 21 号の規定を適用せず、次による。

- (ア) 坑内に設ける事務所、休憩室、その他の工作物は不燃材料（内装を含む。）とする。
- (イ) 油圧設備には流出防止措置を講じる（第 4-33 図参照）。
- (ウ) 後続台車に設けられた圧油タンクは、製造所の 20 号タンクに準じた構造とする。
- (エ) 作業員の避難に有効な非常用照明装置を設置する。
- (オ) 変圧器は原則として乾式のものとする。



第4-33 図 流出防止措置の例

オ 消火設備

危政令第20条の規定に関わらず、危政令第23条を適用し、(ア)から(ウ)までによる。

(ア) 先端部のシールドマシン及び油圧装置（以下「防護範囲」という。）には、危険物の取り扱い実態により危険物に適應する固定式又は移動式の水噴霧消火設備、泡消火設備等若しくは、第4種消火設備のいずれかを設ける（圧気工法による場合は固定式に限る。）。

(イ) 第5種消火設備は、次による。

a 防護範囲には適應する消火器を2個以上、有効に活用できる位置に設ける。

b トンネル、立坑等には、適應する消火器をそれぞれの消火器に至る歩行距離が50m以下となるように設ける。

(ウ) 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。★

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。★

カ 警報設備

危政令第21条の規定に関わらず、危政令第23条を適用し、(ア)及び(イ)による。

(ア) 地上、立坑下及びシールドマシンの部分に連絡装置（電話等）を設ける。

(イ) 非常ベル等を、作業員に容易に知らせる範囲に設ける。

キ その他

(ア) 後続台車付近には、空気呼吸器等を作業員の人数分以上設ける。

(イ) 台車後方付近には、煙を遮断するたれ幕（難燃性以上の性能を有するもの）を設ける。

(ウ) 防護範囲内で溶接、溶断等する場合は、火災等を予防するための措置を講じさせる。

(エ) シールド工事は、廃止の届出が提出されるまで順次移動していくため、設置許可時にお

ける審査において、作業途中における点検や油抜き取り作業の有無等を含めた工程表を添付させる。

(6) トラックターミナルの一般取扱所【S 5 7 消防危 8 2】

「トラックターミナルの一般取扱所」とは、貨物の荷さばきをするための中継基地として一般貨物のほか、指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 適用範囲

(ア) 第二類危険物のうち引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）及び第四類危険物（特殊引火物を除く。）に限る。

(イ) 危険物取扱数量は、指定数量の倍数が50以下とする。

イ 規制範囲

一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場（プラットホーム）及び集配車発着場所、停留場所並びに荷扱場と一体の事務所とする。

ウ 許可数量の算定

当該一般取扱所の危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定する。

エ 危険物の取扱い

(ア) 当該一般取扱所では一般荷物も取り扱うことができる。

(イ) 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限る。

(ウ) (イ)の取扱場所は荷扱場に限る。

(エ) 一時保管は危険物を置く場所を白線等で明示し、一般荷物と区別して置く。

オ 位置、構造及び設備

(ア) 保有空地は、危政令第16条第1項第4号の規定を準用する。

(イ) 荷扱場の床はコンクリート舗装とし、危政令第23条を適用し、貯留設備を設置しないことができる。

(ウ) 集配車発着場所及び停留場所はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示する。

なお、危政令第23条を適用し、排水溝には油分離装置を設置しないことができる。

(エ) 荷扱場床面に貯留設備を、又は排水溝に油分離装置を設置しない場合にあっては、その代替えとして、油吸着材及び乾燥砂等を備蓄する。

カ 消火設備

(ア) 消火設備は、危政令第20条第1項第1号に該当する一般取扱所にあつては、第1種又は第2種消火設備並びに第4種及び第5種の消火設備を、同項第2号に該当するものにあつては、第4種及び第5種消火設備を、同項第3号に該当するものにあつては、第5種消火設備をそれぞれ危規則第32条から第32条の3まで、第32条の1

0（ただし書部分を除く。）、第32条の11（ただし書部分を除く。）の規定に基づいて設置する。

なお、この場合、一のトラクターミナル荷扱場において、危険物を取り扱う運輸業者（テナント）が複数あるものにあつては、当該運輸業者の占有場ごとに第5種消火設備を1個以上設置する。

(イ) 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。★

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。★

キ その他

上記以外については、法令の定める基準どおりとする。

(7) 採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所

「採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所」とは、移動貯蔵タンクから当該車両系建設機械（指定数量以上の危険物を保有するものに限る。以下(7)において同じ。）への燃料給油行為及び当該車両系建設機械の燃料消費行為により、危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 適用範囲

引火点40℃以上の第四類危険物に限る。

イ 規制範囲

車両系建設機械及び採掘等に係る工作物及び設備とする。

ウ 許可数量の算定

規制対象設備の1日における燃料供給量又は燃料消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

エ 位置、構造及び設備

危政令第23条を適用し、危政令第9条第1項第2号、第12号及び第19号の規定について適用しない。

オ 消火設備

車両系建設機械1台に第5種消火設備2個以上、採掘等に係る工作物及び設備に第5種消火設備を1個以上設ける。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。★

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。★

(8) 動植物油類の一般取扱所【H元消防危14】

「動植物油類の一般取扱所」とは、法別表第一備考欄第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油類のタンクに付属する注入口（以下(8)において「注入口」という。）及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油を取

り扱う危険物施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲

原則として、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部）までとする。

イ 許可数量の算定

第3「製造所」3(1)による。

ウ 位置、構造及び設備

危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項各号の規定を適用する。

(9) ナトリウム・硫黄電池の一般取扱所【H11消防危53】

「ナトリウム・硫黄電池の一般取扱所」とは、第二類の危険物の硫黄と第三類の危険物のナトリウムを密閉した金属円筒管に収めた単電池を複数組み合わせたモジュール電池からなるナトリウム・硫黄電池（以下「NAS電池」という。）において、指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

ア 規制範囲等

NAS電池を収めたパッケージ又はコンテナの一群をもって、一の規制範囲とする。

イ 位置、構造及び設備

NAS電池は屋外のパッケージ内又はコンテナ内に納めて設置するものとし、次の(ア)から(オ)までの基準に適合するものは、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び危政令第20条第1項の規定を適用しないことができる。

(ア) 当該施設で使用する単電池及びモジュール電池が、次の火災安全性能を有すること。なお、危険物保安技術協会で実施する性能評価の適合品は、火災安全性能を有するものとする。（資料第1－7「基準適合品」参照）

a 単電池

(a) 単電池の過充電に対する安全性

充電末（完全に充電した状態をいう。）の単電池をさらに充電し、過充電により電解質が破壊した場合においても、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

(b) 単電池の短絡に対する安全性

単電池に短絡が発生し、過大な電流が流れた場合においても、単電池が破壊せず、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

(c) 単電池の昇降温に対する安全性

単電池を放電末（完全に放電した状態をいう。）の状態で運転温度から室温まで降温し、再度運転温度まで昇温させた場合に危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

b モジュール電池

(a) モジュール電池の短絡に対する安全性

モジュール電池の外部で短絡が発生した場合に、モジュール電池内のヒューズが速やかに遮断され、短絡が安全に終了し、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(b) モジュール電池の防火性

モジュール電池の外部で火災が発生し、火災にさらされた場合にあっても、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(c) モジュール電池の耐浸水性

運転温度のモジュール電池が浸水した場合にあっても、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(d) モジュール電池の自己消火性

モジュール電池の内部で、単電池を強制的に破壊、発火させた場合、周囲の単電池に破壊が連鎖拡大せず、自己消火するとともに、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(e) モジュール電池の構造的強度

モジュール電池が落下等の外的衝撃を受ける場合において、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(イ) 当該施設には、N A S 電池及び関連する直交変換装置、変圧器、遮断機、開閉器、直交変換制御装置等（以下(9)において「電気設備等」という。）以外の設備等は設置しないこと。

(ウ) 保有空地

N A S 電池を収めたパッケージ及び電気設備又はコンテナ及び電気設備等の周囲に 3 m以上の幅（当該パッケージ又はコンテナの外壁から 3 m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅）の空地を保有すること。

なお、電気設備等を当該空地外に設ける場合は、電気設備等の周囲に 3 m以上の幅の空地を必要としない。

(エ) 消火設備

a 危政令別表第 5 に定める電気設備の消火に適応する第 5 種の消火設備を N A S 電池を設置するパッケージ又はコンテナの一群の水平投影面積 1 0 0 m²以下ごとに 1 個設置するものとする。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。★

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。★

b N A S 電池を設置するパッケージ又はコンテナの一群の水平投影面積が 2 0 0 m²以上となる場合には、危政令別表第 5 に定める電気設備の消火に適応する第 3 種の消火設備を設置すること。

(オ) 警報設備

a 6 (2) アにより、N A S 電池を、当該設備の所在する場所以外の場所（以下「遠隔制御場所」という。以下同じ。）において、人が監視、制御等をする施設にあっては、火災発生時、遠隔制御場所に警報を発することができるものは、警報設備が設けられたものとみなすことができる。

b 警報設備として自動火災報知設備を設ける場合は、感知器をパッケージ又はコンテナ内の火災の発生を有効に感知することができる場所に設置する。

なお、次の要件を満たす場合に限り、交直変換装置内に感知器を設置する必要はない。

(a) 交直変換装置内に温度センサーを設ける。

(b) (a) のセンサーからの信号を遠隔監視場所、又は防災センター等の常時人のいる場所に移報し、異常の際警報が発せられるシステムを設ける。

ウ その他

(ア) 警報設備を設置する場合で、設置場所が無人となるものは遠隔制御場所に警報を設置することができるものとする。

(イ) 危険物保安技術協会で実施する試験確認の試験基準に適合したN A S 電池にあっては、試験確認結果通知書（写）を申請書に添付させる。

(10) 油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所

「油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所」とは、変電所間の送電用として敷設されている油入ケーブルの撤去又は補修工事（以下「撤去工事等」という。）に伴う絶縁油の抜き取り等で指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、次の基準により設置することができる。

なお、管内に敷設された油入ケーブルの撤去工事等であっても、撤去工事等を実施する場所（洞道、マンホール、管路、路上等の屋外及び変電所等。以下「作業場所等」という。）が管内にない場合は、規制の対象としないものとする。

ア 規制範囲

作業場所等の全てをもって、一の一般取扱所とする。

イ 許可数量の算定

規制範囲内で取り扱われる絶縁油及び発電機の燃料等を合算し、算定する。

なお、絶縁油の算定方法は、撤去工事等を行う油入ケーブルの両端に設けられている変電所等内のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量をもって算定する。マンホール内においてケーブル接続部の補修工事（絶縁油を内蔵する接続部の解体及び再組み立てによる更新工事等）のみを行う場合も同様とする。

ウ 位置、構造及び設備

危政令第23条を適用し、危政令第19条において準用する危政令第9条第1項（第17号を除く。）、危政令第20条第1項及び危政令第21条の規定について適用せず、次による。

(ア) 標識、掲示板

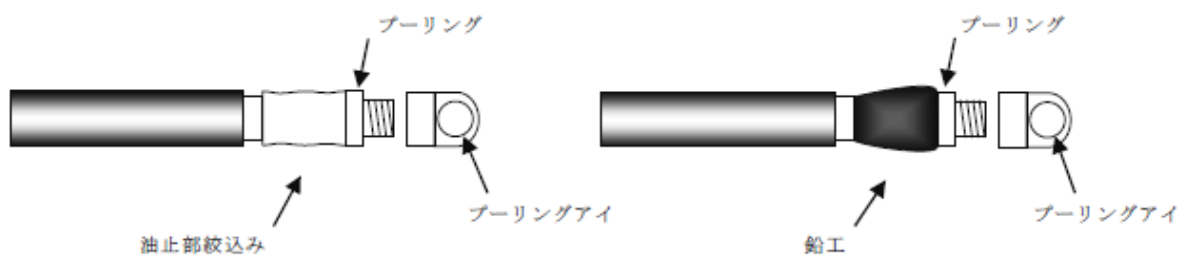
実際に作業を行うこととなる作業場所等の見やすい箇所（工事車両又はマンホールの入口等）に標識及び掲示板を設置するとともに、工事期間を表示する。

(イ) 照明、換気設備

作業場所等には、十分な照度が確保できる照明設備及び作業場所等の空気を置換することができる送風機等（作業場所等が洞道、又はマンホールの場合に限る。）を設置する。

(ウ) 危険物を取り扱う機械器具等

- a 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止するため、絶縁油を開放状態で直接取り扱う作業が行われる作業場所等の床面等に油受け皿、オイル吸着マット等を設置する。
- b 分断後の油入ケーブルから絶縁油が漏れないよう端末処理がなされるものとする（第4-34図参照）。



第4-34 図 端末処理の例

(エ) 消火設備

- a 一般取扱所の構造及び危険物の取扱数量にかかわらず、一の作業場所等につき第5種消火設備（消火器）を2個以上設置する。
また、設置位置は、補修工事を行う作業員が有効に活用できる位置とする。
- b 撤去工事等が、地下の洞道やマンホールと地上の工事場所で同時に行われる場合は、それぞれの作業場所に第5種消火設備（消火器）を2個以上設置する。
- c 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。★
- d 腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。★
- e 絶縁油を開放状態で直接取り扱う作業場所等には、消火薬剤にリン酸塩アンモニウムを90%以上含有する高性能型消火器を設置するよう指導する。★

(オ) 警報設備

一般取扱所の構造及び危険物の取扱数量にかかわらず、作業員が火災や危険物の流出などの事故を消防機関等に報知できる電話（作業員が携行する携帯電話を含む。）、拡声器等を設置する。

(カ) (ア)から(ウ) a、並びに(エ)及び(オ)の設備等は常に作業場所等に設置するのではなく、作

業実施時に作業場所等に搬送することをもって、当該設備等が設置されているものとみなすことができる。

(キ) 予防規程に、補修工事の安全対策及び災害時の対応等について定めるものとする（予防規程の作成義務がない場合には、社内規定、マニュアル等に定めること。）。

6 その他

(1) 一般取扱所における地震対策、風水害対策及び太陽光発電設備を設置する場合の安全対策は、第3「製造所」4(1)ナによる。

(2) 遠隔制御等を行う場合の安全対策

次の基準に適合する場合は、NAS電池、非常用発電設備及びリチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等（当該危険物取扱設備を、遠隔制御場所において人が監視、制御等を行うこと。以下同じ。）を行うことができる。

ア NAS電池の遠隔制御等を行う場合

(イ) 法第13条第3項に基づき、遠隔制御等は危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもとに行われること。

(イ) 法第14条の2第1項に基づき、予防規程に次の事項を定めること。

また、予防規程を定める必要がない一般取扱所については、同内容を任意のマニュアル又は内規等の実効性のある書類に定めるよう指導すること。★

a 遠隔制御場所及び遠隔制御等の体制に関すること。

b NAS電池における火災等の緊急時の連絡体制及び対応体制に関すること。

c 遠隔制御等を、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもとに行うこと。

(ウ) 次の安全措置を講じるよう指導すること。★

a NAS電池の火災安全性能に係る事項

NAS電池は次の火災安全性能を有すること。

なお、危険物保安技術協会で実施する性能評価の適合品は、当該火災安全性能を有するものとする。

(a) 単電池

① 単電池の過充電に対する安全性

充電末（完全に充電した状態をいう。）の単電池をさらに充電し、過充電により電解質が破壊した場合においても、危険物が単電池の外部に漏えいしないこと。

② 単電池の短絡に対する安全性

単電池に短絡が発生し、過大な電流が流れた場合においても、単電池が破壊せず、危険物が単電池の外部に漏えいしないこと。

③ 単電池の昇降温に対する安全性

単電池を放電末（完全に放電をした状態をいう。）の状態で運転温度から室温ま

で降温し、再度運転温度まで昇温させた場合に危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

(b) モジュール電池

① モジュール電池の短絡に対する安全性

モジュール電池の外部で短絡が発生した場合に、モジュール電池内のヒューズが速やかに遮断され、短絡が安全に終了し、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

② モジュール電池の防火性

モジュール電池の外部で火災が発生し、火災にさらされた場合にあっては、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

③ モジュール電池の耐浸水性

運転温度のモジュール電池が浸水した場合にあっては、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

④ モジュール電池の自己消火性

モジュール電池の内部で、単電池を強制的に破壊、発火させた場合、周囲の単電池に破壊が連鎖拡大せず、自己消火するとともに、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

⑤ モジュール電池の構造的強度

モジュール電池が落下等の外的衝撃を受ける場合において、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

b 緊急連絡先等の掲示

一般取扱所の入口等の見やすい場所に、次の事項を掲示すること。

(a) 遠隔制御場所の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

(b) N A S 電池の異常又は故障等が発生した場合、必要な緊急対応を行う事業者等の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

c 遠隔制御場所に係る事項

(a) N A S 電池の異常又は故障等が発生した場合に、警報が速やかに移報され、かつ、異常又は故障等の内容が表示される遠隔監視装置を設けること。

(b) 公衆回線遮断時においても、N A S 電池の現場確認又は初期対応をさせる事業者等に連絡又は通報できる通信機器（携帯電話を含む。）を設けること。

イ 非常用発電設備の遠隔制御等を行う場合

(イ) 法第 13 条第 3 項に基づき、遠隔制御等は危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会のもとに行われること。

(イ) 法第 14 条の 2 第 1 項に基づき、予防規程に次の事項を定めること。

また、予防規程を定める必要がない一般取扱所については、同内容を任意のマニュアル

又は内規等の実効性のある書類に定めるよう指導すること。★

- a 遠隔制御場所及び遠隔制御等の体制に関すること。
- b 非常用発電設備における火災等の緊急時の連絡体制及び対応体制に関すること。
- c 遠隔制御等を、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもとに行うこと。

(ウ) 次の安全装置を講じるよう指導すること。★

- a 非常用発電設備の火災安全性を確保するために必要な事項

(a) 位置、構造及び設備に係る事項

- ① 屋外に設置する非常用発電設備はキュービクル式とすること。
- ② 貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点40℃以上の第四類の危険物に限ること。
- ③ 規制範囲内において発生した火災を有効に消火できる自動起動方式のガス系消火設備を設置すること。

なお、設置方法については法令に準じること。

- ④ 非常用発電設備のエンジン種類に応じて下表の異常検知装置を設置すること。

表 エンジン種類に応じて設置する異常検知装置

異常検知装置の種類	エンジンの種類		
	ガスタービン	ディーゼル	デュアルフュエル
漏えい油検知装置	○	○	○
漏えいガス検知装置			○
潤滑油温度異常検知装置	○		○
排気温度異常検知装置	○		○
冷却水温度異常検知装置		○	

凡例 ○：必要

- ⑤ 漏えい油検知装置は以下の場所に設置すること。
 - i 非常用発電設備からの漏えい油を有効に検知できる場所
 - ii 燃料小出し槽からの漏えい油を有効に検知できる場所
 - iii 配管接続部等からの漏えい油を有効に検知できる場所
 - ⑥ 非常用発電設備の状況を確認できる監視装置（監視カメラ等）を設置すること。
 - ⑦ 非常用発電設備に燃料を供給する屋内タンク貯蔵所がある場合は、次によること。
 - i 屋内タンク貯蔵所の規制範囲内において発生した火災を有効に消火できる自動起動方式のガス系消火設備を設置すること。
- なお、設置方法については法令に準じること。

- ii 屋内タンク貯蔵所の以下の場所に漏えい油検知装置を設置すること。
 - (i) 屋内貯蔵タンクから漏えい油を有効に検知できる場所
 - (ii) 配管接続部等からの漏えい油を有効に検知できる場所
- iii 屋内タンク貯蔵所の状況を確認できる監視装置（監視カメラ等）を設置すること。

(b) 自主保安管理に係る事項

- ① 異常検知装置の作動を検知した場合、危険物取扱者等が異常を検知した非常用発電設備の所在する場所に駆け付け、異常がないか確認すること。
- ② 非常用発電設備が運転を開始した場合、危険物取扱者等が当該非常用発電設備の所在する場所に駆け付け、運転状況を確認すること。
また、可能な限り、運転終了まで常駐すること。
- ③ 非常用発電設備が運転終了後、危険物取扱者等が当該非常用発電設備の点検を行うこと。
- ④ 定期点検及び異常検知装置の点検を1年に1回以上実施すること。
また、定期点検を実施する義務がない施設については、一般取扱所に係る定期点検項目を踏まえた点検を1年に1回以上実施すること。
- ⑤ 非常用発電設備に燃料を供給する屋内タンク貯蔵所がある場合は、屋内貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所に係る定期点検項目を踏まえた点検と規制範囲内に設置された漏えい油検知装置の点検を1年に1回以上実施すること。
- ⑥ 緊急時対応訓練を1年に1回以上実施すること。

b 緊急連絡先等の掲示

一般取扱所の入口等の見やすい場所に、次の事項を掲示すること。

- (a) 遠隔制御場所の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名
- (b) 非常用発電設備の異常又は故障等が発生した場合、必要な緊急対応を行う事業所等の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

c 遠隔制御場所に係る事項

- (a) 遠隔制御場所に次の機能を有する遠隔監視装置が設けられていること。

- ① 次の監視、制御を行うことができること。
 - i 非常用発電設備の稼働、停止の制御
 - ii 非常用発電設備の作動状況の監視
 - iii 異常検知装置の作動状況の監視
 - iv 消火設備及び自動火災報知設備等の作動状況の監視
 - v 送油ポンプ及び返油ポンプの作動状況の監視
- ② 異常検知装置による検知に連動して非常用発電設備が自動停止し、かつ、非常用発電設備への燃料の供給が自動遮断できること。

③ 漏えい油検知装置に連動して、燃料小出し槽に送油及び返油する送油ポンプ及び返油ポンプの作動が自動停止できること。

④ 遠隔監視装置の停止等に伴い非常用発電設備の遠隔制御等が行えない状態になった場合、これに連動して当該発電設備を自動停止できること。ただし、当該非常用発電設備の所在する場所に、危険物取扱者等が優先的に駆け付けることができる体制である場合は、この限りではない。

(b) 公衆回線遮断時においても、非常用発電設備の現場確認又は初期対応をさせる事業所等に連絡及び通報できる通信機器（携帯電話を含む。）を設けること。

ウ リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を行う場合

リチウムイオン蓄電池設備の遠隔制御等を行う場合は、次によること。

(ア) 法第13条第3項に基づき、遠隔制御は危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもとに行われること。

(イ) 法第14条の2第1項に基づき、予防規程に次の事項を定めること。

また、予防規程を定める必要がない一般取扱所については、同内容を任意のマニュアル又は内規等の実効性のある書類に定めるよう指導すること。★

a 遠隔制御場所及び遠隔制御等の体制に関すること。

b リチウムイオン蓄電池設備における火災等の緊急時の連絡体制及び対応体制に関すること。

c 遠隔制御等を、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもとに行うこと。

(ウ) 次の安全措置を講じるよう指導すること。★

a リチウムイオン蓄電池設備の火災安全性能に係る事項

リチウムイオン蓄電池設備は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の2の2に定める基準に適合すること。

b 緊急連絡先等の掲示

一般取扱所の入口等の見やすい場所に、次の事項を掲示すること。

(a) 遠隔制御場所の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

(b) リチウムイオン蓄電池設備の異常又は故障等が発生した場合、必要な緊急対応を行う事業者等の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

c 遠隔制御場所に係る事項

(a) リチウムイオン蓄電池設備の異常又は故障等が発生した場合に、警報が速やかに移報され、かつ、異常又は故障等の内容が表示される遠隔監視装置を設けること。

(b) 公衆回線遮断時においても、NAS電池の現場確認又は初期対応をさせる事業者等に連絡又は通報できる通信機器（携帯電話を含む。）を設けること。